

決算審査特別委員会記録

<歳入、総務部、警察本部>

開催日時 平成23年10月14日(金) 10:03~13:02

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

新谷 絃一 委員長

尾崎 充典 副委員長

井岡 正徳 委員

大國 正博 委員

田中 惟允 委員

山村 幸徳 委員

岩田 国夫 委員

今井 光子 委員

小泉 米造 委員

藤本 昭広 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事

平井 会計管理者・会計局長

林 奈良県理事兼危機管理監

杉田 総務部長

和田 警察本部長

幡谷 警務部長

安道 生活安全部長

福井 刑事部長

松本 交通部長

平城 警備部長

・野 代表監査委員

竹内 監査委員事務局長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第58号 平成22年度奈良県歳入歳出決算の認定について
報第25号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

<会議の経過>

○新谷委員長 おはようございます。では、皆さん、ご苦労さんでございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、川口委員が少しおくれるとのことでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

初めに、傍聴についてでございますが、本委員会は本日より4日間開催されますが、傍聴の申し出があった場合、20名を限度として許可することといたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、そのようにいたします。

それでは、傍聴の許可があった場合は、よろしく事務局の方、お願いしておきます。

議案に入ります前にご報告いたします。さきの会議でご提案がありました正副委員長に一任をいただいております監査委員の出席についてでございますが、廣野代表監査委員にお願いすることとなり、本日出席いただいております。ご苦労さんでございます。

それでは、日程に従い、歳入、総務部、警察本部の審査を行います。

それでは、審査日程に従い、初めに会計管理者から平成22年度決算の概要等の説明、引き続き総務部長から収支の状況及び健全化判断比率等の説明をお願いいたします。

○平井会計管理者・会計局長 それでは、平成22年度の決算の概要につきましてご説明を申し上げます。「平成22年度一般会計決算の概要」をごらんいただきたいと思います。

1ページ、一般会計の決算の全体像でございます。歳入歳出の規模でございますが、歳入決算額B欄でございます。4,841億6,000万円、186億5,500万円の対前年減、3.7%の減でございます。それから、歳出でございますが、C欄、4,746億100万円、230億8,900万円、4.6%の減となっております。歳入歳出とも規模につきましては減となっておりますが、これは平成21年度におきまして、国の経済危機対策等による補正予算を活用いたしました基金事業等がございました。そのため、対前年度で規模的には減となっているものでございます。

表の中に戻っていただきまして、D欄、収支の差し引き額、いわゆる形式収支でございますが95億5,900万円、このD欄の額から翌年度へ繰り越すべき財源、F欄を控除

いたしまして実質収支、G欄でございますが、52億8,000万円の黒字ということになっております。これにつきましては、予算の効率的な執行に努めるとともに、臨時財政対策債を含めました実質的な交付税、地方交付税の増によるものでございます。

2ページ、一般会計の歳入の状況でございますが、款別の内訳あるいは対前年度の増減を表に示しております。決算総額でございますが、トータルといたしましては4,841億6,000万円、△3.7%の減でございます。

歳入の主な内訳、下のグラフをごらんいただきたいのですが、構成比の大きなものからいきますと、地方交付税が29.7%、2番目、県税が21.7%、県債が3番目で17.4%、国庫支出金15.0%等となっております。

主な増減につきまして、3ページ、県税等でございますが、総額といたしましては17億3,400万円、1.2%の増でございますが、表の中、県税の欄をごらんいただきます。対前年△5.1%減少しておりますが、これは厳しい景気の動向を反映いたしまして、個人県民税、自動車取得税をはじめ、大半の税目で減少したためでございます。地方譲与税につきましては91.3%と大幅に伸びておりますが、これは地方法人特別譲与税が平年度化したためでございます。

地方交付税、臨時財政対策債でございますが、トータルで243億円余り、13.7%の増でございます。これにつきましては、国の地方財政計画におきまして、地方交付税が全国で1.1兆円増額ということがございました。それに交付税の振り替えでございます臨時財政対策債を含めました実質的な交付税でいきますと243億円余り、13.7%の増となったものでございます。

4ページ、国庫支出金でございますが、トータルでは31.4%の減となっております。これにつきましては、県立学校の授業料無償化等に伴います交付金の増、新設などがあつたものの、地域活性化・公共投資臨時交付金など、国の経済危機対策等に伴います国庫支出金が平成21年度に大幅にあつたものでございますから、この減によるものでございます。

県債につきましては、全体といたしまして2.4%の増、内容的には、通常債は引き続き発行を抑制しておりますが、地方交付税の振り替えでございます臨時財政対策債が大幅に増加したことによるものでございます。

繰入金でございますが、43.4%の大幅増、これにつきましても先ほど来申し上げておりますが、平成21年度の国の補正予算等を活用して基金の造成なり、積み増しを行っ

たものでございます。

5 ページ、一般会計、歳出の状況でございます。性質別の内訳を表で示しております。まず、人件費でございますが、対前年 0.0%、これにつきましては引き続き職員定数の削減などに取り組みましたが、退職手当で 10 億円余り増加しておりますため、ほぼ対前年度と同程度となっております。

それから、公債費でございますが、繰り上げ償還を行ったこと等によりまして 8.0% の伸び。小計欄、義務的経費でございますが、トータルで 2.6% の増となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、10.2% の減となっております。これにつきましては、整備効果の高い事業でありますとか緊急性のある事業に選択と集中ということで取り組んでおりますが、中身的には中和幹線の道路整備あるいは県立学校の耐震化等、県民の安心のための基盤整備を積極的に推進をいたしました。また片方で直轄事業負担金の減等がございまして、投資的経費といたしましては 9.9% の減となっております。

その他の経費につきましては、積立金が平成 21 年度の国の経済対策等に伴いまして平成 21 年度には大幅に増額があったものですから、対前年で減となっております。その他の経費につきましては、対前年 12.5% の減でございます。

6 ページ以下に性質別の詳しい説明を掲げておりますが、概略説明を申し上げます。

8 ページ、目的別の決算額でございます。これにつきましてもごらんをいただければと思います。

9 ページ、収支の状況でございますが、臨時財政対策債を含めました実質的な交付税の増などによりまして、実質収支は前年度に比べて増加いたしてあります。平成 22 年度は 52 億 8,000 万円、対前年で 30 億円余りの増となっております。この実質収支につきましては、今後の財政負担に備えるため、基金への積み立てを予定をいたしております。

次に、10 ページ、特別会計の状況でございますが、12 会計の決算を示しております。トータルで 1,437 億 2,800 万円、対前年 35 億円余りの黒字ということになっております。

以上が平成 22 年度の一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認いただけるようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○新谷委員長 ご苦労さんでございました。

○杉田総務部長 続きまして、「平成 22 年度一般会計決算の概要」で、収支の状況と健全化の指標についてご説明いたします。

9 ページ、収支の状況ですが、先ほど会計管理者・会計局長からお話ありましたように、昨年度の実質収支額に比べまして30億円増の52億8,000万円でございます。これにつきましては、12月補正で議案としてご審議いただくこととしております。

続きまして、11ページ、財政状況の指標でございます。ご承知のとおり、平成19年度決算から地方公共団体の財政健全化法が制定されまして、この財政状況の指標により地方公共団体の財政状況をチェックすることとされています。

12ページ、財政指標の考え方が書いてあります。まず、一般会計を中心とする普通会計につきましては実質赤字を見ると、公営企業もあわせまして連結実質赤字を見ます。そのほか、地方公共団体が負担する公債費、借金を返済する額ですが、それが過大でないかという実質公債比率を見ます。さらに、最後、第三セクター等も含めまして将来的に一般会計が負担することになる将来負担比率、これが財政規模に比べてどうかと、この4つの指標がございます。

11ページ、まず実質赤字比率、連結実質赤字比率とも $\Delta 1.76\%$ 、 $\Delta 7.59\%$ でございますので、すなわち赤字でなくて黒字ということでございます。早期健全化基準、財政再生基準というのがありますが、早期健全化基準というのは、一定の基準を上回った場合に、悪化した場合に自主的な改善努力を義務づけられるというものでございます。さらに悪化しますと、国が強制的に関与して財政再建を行うという指標でございます。いずれも、その範囲の基準はクリアしております。次に、実質公債比率でございますが、これにつきましても 11.5% でございます。国の早期健全化基準 25% でございますので、これにつきましても健全な率を保っております。最後、将来負担比率でございますが、これにつきましても早期健全化基準 400% のところ、本県は 215.8% ということで、一定の健全化を保っております。

次に、公営企業の資金不足比率でございます。これは、公営企業でいわば収支が赤字になっていないかを見るものでございます。プラスが赤字でございますが、水道用水供給事業、病院事業、流域下水道事業、中央卸売市場事業はいずれも Δ となっておりまして、資金剰余という状態になっております。

一般会計決算の概要は以上でございます。

続きまして、「平成22年度重点課題に関する評価（概要版）」につきましてもご説明いたしますが、1ページ、この重点課題の評価につきましては、財政健全化と必要な施策の実現に向けましてマネジメントサイクルを充実する必要があるということで、PDCAをし

っかりやっつていこうという考え方のもとで作成されております。下の図をごらんいただきますように、予算に反映するために、平成24年度で言いますと、平成22年度の取り組みの成果の評価をいたしまして平成24年度に向けた課題の明確化をすると、そうした上で施策の見直しをして予算編成に反映させていくということでございます。今年度につきましては、行財政運営プラン2010で示した重点課題と主な政策集で示した政策目標、戦略目標について分析評価を行っております。

3ページ、重点課題と目指す姿を明示した上で、目標の進捗状況、現状分析を行いまし、平成22年度の取り組み成果の評価を行って、平成24年度の方針を定めております。このようにわかりやすい資料を作成し、県民の方にお伝えすることとしております。

これとあわせて、主要政策の成果に関する報告書をあわせてごらんいただくことで県政の進捗状況、課題等をごらんいただければと思います。以上でございます。

○新谷委員長 ありがとうございます。

続きまして、歳入全般、総務部、警察本部の決算審査を行います。

総務部長、県理事兼危機管理監、財務担当総務部次長、行政経営課長、警察本部長の順に簡潔にご説明願います。

○杉田総務部長 それでは、歳入決算全般及び総務部の歳出、この2点についてご説明をいたします。

まず、「平成22年度奈良県歳入歳出決算報告書」2ページでございます。歳入全般になりますので細かくなりますけれども、ご説明いたします。

まず、県税につきましては、予算現額1,026億円に対しまして1,050億2,400万円余となっております。予算現額と収入済み額比較しますと、24億2,400万円余の増となっており、予算よりも多いということでございます。主な増要因としましては、4の不動産取得税、これは新築物件の増です。県民税、これは利子割がふえたことによるものです。そして、軽油引取税、これにつきましては飲料水等、物流の増、自動車税、これにつきましても販売台数の増ということで、予算よりも増ということになっております。不納欠損額につきましては、2億5,600万円余となっております。一番大きいのは県民税、次いで自動車税となっております。引き続き徴収確保に努めてまいります。

次、地方消費税でございますが、216億6,200万円余に対しまして217億円余となっております。

続きまして、地方譲与税でございますが、140億5,000万円余に対しまして15

5億5,000万円余となっております。これもプラスですが、これは地方法人特別税が創設されまして、地方法人特別税が当初見込みよりも増加したことによるものでございます。

次、4番、地方特例交付金、これも当初見込みよりも増となっております。子ども手当制度創設に伴います地方交付金が増加されたことによる増でございます。

続きまして、3ページ、地方交付税でございます。これも予算で見込んだ額よりも算定結果が増加したことによりまして22億7,900万円余増となっております。

次いで、7番、分担金及び負担金でございます。これは、予算現額に対しまして5,000万円余のマイナス、不足となっております。これにつきましては児童措置費負担金、措置者数が減少したこと、そして急傾斜地崩壊対策事業が事業費が減ったことによることなどが主な要因でございます。不納欠損額、収入未済額、いずれも記載の額になっておりますが、主な要因としましては、児童措置費負担金がこれらの不納欠損、収入未済の額でございます。

続きまして、使用料及び手数料でございます。これにつきましては、60億4,100万円余に対しまして、収入済み額が57億3,000万円余となっております。すなわち、予算現額に対しまして3億1,000万円減少しているわけでございますが、主な要因としましては、使用料1億7,000万円でございます。要因としましては、県営住宅の入居者の減、県立大学の学生の減が主な要因でございます。手数料は、予算額に対しまして1億3,900万円余の減少となっております。これは主な要因としましては、自動車運転免許者講習手数料の受講者数の減が主な要因でございます。不納欠損につきましては335万円余でございます。これも高校授業料が主な要因でございます。収入未済額も県営住宅と高校授業料が主な要因でございます。これらにつきましても、税と同様、徴収の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、国庫支出金でございますが、861億8,000万円余に対しまして724億7,000万円余、137億円の予算に対してマイナスとなっております。これにつきましては、事業の繰り越しが主な要因でございます。

続きまして、財産収入でございます。財産収入17億2,500万円余に対しまして8億2,200万円余でございます。9億円のマイナスでございます。これは、いずれも財産運用収入、預金利率が低水準でありましたために基金運用収入が減少していることが一番大きな要因でございます。

続いて、11番、寄附金でございます。これも8億2,500万円に對しまして収入済み額が4億900万円余、4億1,500万円のマイナスとなっておりますが、これにつきましては、平城遷都1300年祭の寄附金が県経由が一定の額来るだろうということでございましたが、直接協会に寄附されたことによりまして減となっております。

続きまして、繰入金189億8,000万円余に對しまして、マイナス33億円余の156億7,000万円余となっております。これにつきましては、主な要因としましては、基金繰入金、先ほどの補正で行いましたふるさと雇用再生特別基金を初めとする基金からの繰入金の減、事業の減少に伴う減でございます。

次いで、4ページ、繰越金でございますが、これにつきましては予算現額、収入済み額とも増額となっております。

続いて、諸収入でございます。121億6,000万円余に對しまして98億9,000万円余となっております。予算額に對しまして22億7,000万円余のマイナスとなっております。これは主な要因としましては、3、貸付金元利収入8億1,800万円余のマイナスでございます。これは地域総合整備資金貸付金が償還されるだろうということで元金収入が入ってくることで見込んでおりましたが、償還が低かったということでございます。

次いで、受託事業収入が13億2,600万円余のマイナスとなっております。これは、文化財修理等の県が受託する事業量が減ったことによるものでございます。次いで、不納欠損額が諸収入で1,300万円余でございます。この主な要因としましては、税の重加算金、これが時効となりましたことが主な要因でございます。収入未済額19億6,000万円余でございます。この主な要因としましては、高校奨学資金の貸付金の元金と大学奨学資金の貸付金の元金、これが主たる要因で収入未済となっております。

最後、15番、県債でございます。県債収入は、983億円余に對しまして845億1,000万円余となっております。これにつきましては、事業の繰り越しを主な要因としまして予算から減額しているものでございます。

続きまして、歳出でございます。歳出、議会費でございます。不用額が2,200万円余となっております。これは、調査研究事業費の減が主な要因でございます。

次、総務費でございます。総務費全体で20億3,000万円余の不用額が生じております。この主な要因としましては、総務管理費が15億円余不用を生じておりますが、主なものとしましては、統合財務システムの開発の入札減、あと退職手当平準化基金積立

金の運用収入の減、そのほか一般職退職手当、退職者数の減による減が主な要因でございます。次いで大きいのが4番、徴税費でございます。徴税費不用額1億6,000万円余計上しておりますが、主な要因としましては、職員の給与が当初見込みよりも減だということと、あと還付加算金が当初よりも不用に生じたということでございます。

次いで、8ページ、14款公債費でございます。予算現額に対しまして1億1,000万円余の不用額が生じております。これは、県債の借入利率が低下したことと、一時借入金が増加したことによりまして不用額が生じたものでございます。

そして、15の諸支出金でございますが、1億円余の不用が生じておりますが、これは水道用水供給事業に対する事業量の減による出資金の減が主な要因でございます。

続きまして、総務部所管の特別会計、22ページ、証紙収入特別会計でございます。ご承知のとおり、証紙につきましては、この特別会計の歳出から各一般会計の歳入科目に振り替える手続を行っております。収入済み額、歳入で49億1,000万円余に対しまして、支出済み額47億2,000万円余になっております。

さらに、30ページ、公債管理特別会計の歳入歳出決算でございます。これにつきましては、歳入歳出とも1,017億5,000万円余、歳入歳出同額となっております。歳出不用額は26億9,000万円余となっておりますが、これにつきましては、県債の借入利率が低下したことによる歳出の減によるものでございます。

以上が「平成22年度奈良県歳入歳出決算報告書」でございまして、続いて、「平成22年度主要施策の成果に関する報告書」におきまして簡潔に総務部の政策について施策の成果についてご報告いたします。

資料の8ページ、総務費でございます。総務部におきましては、行政運営の効率化と財政の健全化に努めております。

まず、1番、県民ニーズの把握を行いますため、県民アンケートを平成22年度も実施しております。平成22年度のテーマは、買い物、サービス、健康づくり、生涯学習等を実施しております。

次いで、2番、行政評価等のマネジメント力の強化でございますが、特に先ほどご説明しました重点課題評価を行政評価として実施するとともに、行政経営プログラムの推進、そして新行政経営プログラムの策定となっております。

次いで、9ページ、そのほか行政の効率化に向けまして公社、事業団のわかりやすい連結財務諸表を公表しましたほか、公の施設、公社、事業団のマネジメントの改善に努めて

おります。

次いで、4番、自主財源の確保でございます。ネーミングライツの導入としまして、平成22年度から樞原公苑野球場の愛称を佐藤薬品スタジアムとしまして、年間500万円の収入を確保しております。

次いで、10ページ、7番、人材養成でございますが、公務員制度改革の推進事業としまして人事評価、特別研修等を実施しております。

また、8番にありますように、分散型ではなく、総務事務につきましては集中するという事で総務事務システムの再構築事業を実施しております。

9番、戦略的な人材養成としまして、自治研修所で記載のと通りの研修を充実しておりますほか、民間企業への派遣としまして、民間企業4名、NPO法人1名の派遣を行っております。

また、11ページ、刊行物による県政広報としまして、県政だより等を記載の部数発行しております。

そのほか、12ページ、県民へ県政の課題をわかりやすくお伝えするために、「奈良！そこが知りたい」というのを月1回土曜日に放映しております。

また、13ページ、11番にありますように、県民ニーズを把握するため総合的な相談を行います相談ならダイヤルを設置しております。平成22年度から実施しましたが、1,400件余の相談がございました。

また、13ページ、県有財産の有効活用でございます。平成22年度に実施いたしましたのは、旧片桐高校、法蓮庁舎の改修工事、そして保健環境研究センターの基本実施設計、そして大和郡山市筒井町の県有地の売却、耳成高校運動場の貸し付けの公募事業等を実施しております。

次いで、14ページ、過疎地域における情報化の推進ということで、まずケーブルテレビにつきましては、既に事業を実施した宇陀市、吉野町、下市町に対しまして償還助成を行っております。また、携帯電話のエリア整備としまして、記載の市町村に対しまして事業実施年度の現年分補助と償還助成を行っております。

また、情報関係としまして、15ページ、行政の効率化に資する統合財務システムというのを開発しております。これは平成24年3月から運用開始予定でございます。

なお、15ページ、私学の振興につきましては、本年度から地域振興部に移管しております。

次、17ページ、自主財源の確保でございます。徴税の確保につきましては、従前から努めておるところでございますが、県民の利便性を向上するために、コンビニでの収納税目の拡大、そしてマルチペイメントネットワークシステムの活用、そしてクレジットカード払いでの自動車税の納付等多様な徴税確保策を実施したところでございます。

以上が所管でございます。以下18ページからは危機管理監からご説明いたします。以上です。

○新谷委員長 ありがとうございます。

○林奈良県理事兼危機管理監 それでは、引き続きまして、18ページをお願いいたします。

安全・安心の確保、防災危機管理の強化、その1番目の地域の防災力の向上の地震防災対策アクションプログラム推進事業ですけれども、県の地域防災計画をもとに地震版の実施計画ということで平成17年度に策定をしたアクションプログラムにつきまして、学識経験者から成る委員会の意見も聞きながら推進を図っております。また、市町村に対しましても、アクションプログラムを策定いただくよう引き続き支援を行っております。さらに、管理職職員防災研修会を開催しまして、石川県の能登半島地震についての講演、演習を行っております。

防災訓練事業につきましては、記載のとおり、8月に大淀町で防災総合訓練、10月に宇陀市で林野火災消火訓練、12月には県庁で地震発生を想定した図上訓練を実施しております。

震度情報ネットワークシステム更新工事につきましては、県内の全市町村に震度計を設けまして、震度情報を収集、提供するシステムの機器の更新を行っております。

19ページ、国民保護法体制整備推進事業ですけれども、全国瞬時警報システム整備事業、J-ALERTとしまして、システムの改修、附属機器の追加整備、そして全市町村への新規設置を行っております。

その次の消防防災ヘリコプター運航管理事業につきましては、防災ヘリの運航管理などを行っているものでありまして、昨年度は、本年3月の東日本大震災などへの広域応援をはじめとしまして81件の緊急運航をしております。

続きまして、2番目の消防力の充実強化に参りまして、まず救急搬送受け入れ実施基準策定事業につきましては、県として記載の協議会を設置、開催しまして、奈良県傷病者の搬送受け入れの実施に関する基準を策定し、本年の1月31日より運用をいたしております。

す。

それから、全国女性消防団員活性化大会推進事業としまして、本県で開催されましたこの大会に対して記載の負担を行っております。

消防力強化支援事業につきましては、市町村の消防施設設備の整備に対する県単独の補助事業でありまして、記載の支援を行っております。

市町村消防広域化推進事業につきましては、奈良県消防広域化協議会に対しまして補助を行っております、平成25年の広域化実現に向けて引き続き支援を行ってまいります。

20ページ、3番目の安全・安心まちづくりの推進でございますが、まず安全・安心まちづくり推進事業としまして、地域における自主防犯、防災組織の組織化、活性化を推進するため、バス広告、講演会、県民大会の開催、リーダー研修の実施、アドバイザーの派遣、さらに自主防災組織の結成に対する補助を行っております。ちなみに、暫定値になりますけれども、本年4月現在、自主防災組織77.5%の組織率となっております。引き続きまして推進を図ってまいりたいと考えております。

それから、交通安全対策推進事業としましては、春の交通安全県民大会、記載のように実施をしております。

そして、第9次奈良県交通安全計画策定事業につきましては、計画の策定に当たりまして、日々雇用職員の方1名を緊急雇用いたしております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○新谷委員長 ありがとうございます。

○辻本総務部次長 それでは、奈良県の財務諸表について説明させていただきます。資料は「平成22年度奈良県財務諸表のポイント」と、「奈良県財務諸表 [概要版]」と、それから「奈良県の財務諸表」があるのですが、「奈良県財務諸表 [概要版]」を使わせていただきます。

それでは、1ページ、財務諸表につきましては、県民の皆様には本件の財務状況をより詳しくお知らせし、次いで理解を深めていただくということで、従来の決算書類に加えまして、貸借対照表など企業会計的な指標による財務諸表を作成して公表しているところでございます。その種類としましては、貸借対照表、バランスシートのほかに民間企業の損益計算書に相当します行政コスト計算書、それからそれぞれの1年間の変動を一部示します純資産変動計算書と、それから資金収支計算書、その4種類をもって構成しております。作成基準につきましては、本県を含めまして41の道府県が採用しております総務省方式

改訂モデルというのによっているところでございます。

2 ページ、貸借対照表でございます。平成 22 年度末におけます県の普通会計の貸借対照表となっております。県民 1 人当たりの資産は 183 万円、負債は 88 万円となっております。それら、それぞれ昨年度末に比べまして 1 万円ずつ増加しております。それから、公共資産 2 兆 2,740 億円、純資産 1 兆 3,372 億円を比べまして、これが大体公共資産の 59% 程度、6 割程度になっております。これがこれまでの世代によって公共資産の形成、負担をしていると、そういうところがわかることになっております。

次、3 ページ、行政コスト決算書でございます。これは平成 22 年度 1 年間の県の普通会計のコストについてあらわしたものでございます。県民 1 人当たりの経常行政コストは 27 万円になっております。行政コストの内訳としては、人に係るコストが約 41% と最も多くを占めていたこととなります。

4 ページは、純資産変動計算書と資金収支計算書になっております。純資産変動計算書は、先ほど見ていただきましたけれども、2 ページの貸借対照表の純資産の 1 年間の変動を示すものです。平成 21 年度末に比べまして 102 億円減少しております。

それから、資金収支計算書につきましては、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支のそれぞれの収支をあらわしております。経常的収支の収支差 1,009 億円のプラスですけれども、その収支差でもって他の 2 つの収支不足を補てんするという関係になっております。

5 ページ、奈良県の連結財務諸表ということで、今まで申し上げたのは普通会計のものですけれども、奈良県の普通会計と連結してあらわしたものでございます。連結対象としましては、普通会計のほかに記載しております公営事業会計 6、それから地方独立行政法人であります医科大学、それから 3 公社、それから県からの出資比率が 25% 以上の 12 団体、これを連結して 1 つのものとしてあらわしております。各会計、それから団体間の出し入れを相殺した結果の資産合計 3 兆 429 億円になっておりますけれども、普通会計の 2 兆 5,794 億円に比べますと大体約 1.5 倍になっております。

以上が平成 22 年度決算に係る奈良県の財務諸表の概要でございます。

○新谷委員長 ありがとうございます。

○林行政経営課長 それでは、平成 22 年度の公の施設のバランスシート、行政コスト計算書につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

お手元に配付しております「公の施設バランスシート一覧表」をごらんいただきたいと

思います。この資料は、県が設置しております公の施設のうち、使用料を徴収し、多くの県民の皆様にご利用をいただいております25の施設につきまして、企業会計的な手法で経営状況を把握するためのものがございます。

1枚目がバランスシートで、施設ごとに資産、負債等の状況を示しておりますけれども、施設の運営状況を見る際の視点といたしまして、施設の概要の欄中の利用状況というところで、平成22年度と平成21年度の利用者の数を比較しております。利用者が増加したものにつきましては、馬見丘陵公園館が緑化フェアの開催によりまして、また美術館、それから万葉文化館、樫原考古学研究所附属博物館が各種の特別展の実施によりまして増加をしております。逆に、利用者が減少したものといたしましては、野外活動センターが例年利用していただいております大きい民間団体の利用がなかったということで減少をしております。現行料金と行政コストの割合を示しております。100を超えているもの、浄化センター公園プールと、それから観光自動車駐車場ですけれども、これらのものにつきましてはコスト以上の使用料を得ているということを示しております。

2枚目に参りまして、行政コスト計算書でございますが、ここでは通常の官庁会計ではあらわれてこない減価償却費等を計上いたしまして、各施設で平成22年度に要した経費及び使用料収入等の状況を示しております。右端はその行政コストから収入を差し引いた額、つまり県からの持ち出し分を示しております。図書情報館や樫原公苑等が施設の減価償却費等によりまして県の負担が大きくなっている状況でございます。

こうした指標や数値を参考にしながら、引き続きコスト意識を持って公の施設の運営の効率化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○新谷委員長　ご苦労さんでございました。

○和田警察本部長　警察本部所管の平成22年度の歳出決算についてご説明いたします。

「平成22年度奈良県歳入歳出決算報告書」7ページ、第11款警察費でございますが、決算額、支出済額でございますけれども、それぞれ資料に記載のとおりでございます。なお、このうち、第1項の警察管理費の翌年度繰越額につきましては、県の補正予算に伴う地域活性化交付金の活用によりまして警察施設整備事業でございます。平成22年度2月補正予算に計上し、全額繰り越したものでございます。また、不用額については、主に警察職員の給料など人件費の減少によるものでございます。

続きまして、第2項の警察活動費の翌年度繰越額につきましても、国の補正予算に伴い

まず地域活性化交付金の活用によるもので、記載ございませんけれども、交通安全施設の老朽化対策事業といたしまして2億9,724万3,000円、犯罪被害者支援対策強化事業として74万円の計2億9,798万3,000円を平成22年度2月補正予算に計上し、全額繰り越したものでございます。また、不用額につきましても、主に交通安全施設等整備事業費の減でございまして、具体的には入札差金によって生じたものでございます。

続きまして、執行いたしました主な事業について説明をいたします。「平成22年度主要施策の成果に関する報告書」の178ページ、本県警察の人員でございますけれども、人的基盤整備に関する参考指標に記載のとおり、平成22年4月1日の現在で申しますと、警察官2,413名、職員346名の計2,759名でございます。

次の少年サポートセンター活動の充実では、嘱託職員を1名を、防犯アドバイザーの配置では嘱託職員2名を、それから交番相談員の配置につきましても、近鉄奈良駅前交番ほか26交番の計27名を、警察安全相談員の配置では、嘱託職員合わせて9名をそれぞれ継続配置いたしますとともに、スクールサポーターの配置といたしまして嘱託職員3名を記載してございます警察署に新規配置いたしました。

また、警察署再編整備実施に伴います経費といたしましては、警察署のあり方を考える懇話会を開催するとともに、再編整備の第2段階の計画を公表させていただきました。

次の179ページ、警察施設の数につきましても、警察施設整備に関する参考指標に記載してございますとおり、平成23年3月31日現在で総箇所数214カ所、前年度と変更はございません。

次の警察署施設の整備でございますが、建築後40年を経過いたしました奈良警察署の移転改築のための実施設計を実施いたしました。また、次の安全、安心の確保、防災危機管理の強化の関係でございますけれども、奈良県耐震改修促進計画に基づきまして、庁舎等の耐震対策を計画的に実施するものでございまして、記載どおり交通管制センター、交通反則通告センター、運転免許課安全運転学校、生駒待機宿舎、辻町公舎、樫原公舎1号棟、2号棟、都南校舎1号棟、2号棟の計9棟の耐震審査を実施するとともに、警察本部の第2庁舎の耐震改修の設計委託を実施いたしました。

次に、犯罪に関する参考資料、昨年の刑法犯認知件数でございますが、一昨年に引き続きまして組織を挙げた取り組みによりまして、戦後最多でございました平成14年の半数以下になります1万4,444件まで減少させることができました。一方、検挙率につき

ましては、平成14年当時の約2.5倍に当たります52.6%と、数値的には着実に成果を上げていると考えております。

次に、交通事故状況に関する参考資料につきましては、記載してございますとおり、昨年の交通事故死者数は45人、お亡くなりになった方は45名で、平成25年の40名に次いで戦後2番目に少なく、過去最悪でございました昭和45年の156人と比べると大きく減少しておるところでございます。平成22年の人身事故件数につきましては6,515件と、平成5年以降では最も少ない件数でございました。

続きまして、180ページ、犯罪抑止総合対策の推進でございますが、初動警察の刷新強化推進事業、記載のとおり、少年非行防止等総合対策推進事業や被害者対策の充実の事業を継続実施いたしますとともに、犯罪被害者等支援体制の整備につきましても、犯罪被害者の方々からの電話相談業務を社団法人なら犯罪被害者支援センターへ委託いたしまして実施したところでございます。また、資料記載の地域安全総合サポートシステムの整備を図りました。

次のページ、181ページ、交通事故の抑止対策でございます。違法駐車対策の関連事業、交通安全施設等の整備及びマナーアップ大和路21の各事業を実施いたしました。このうち、交通安全施設等整備につきましては、交通の安全を確保するため、毎年継続して実施しております安全対策のための事業といたしまして、交通管制集中制御機の16基の更新や信号機の新設改良など、資料記載してございますとおりの事業を推進いたしまして、また、道路管理者の皆様と一体となりました渋滞対策のため、円滑化対策の事業といたしまして、灯火標識など9基の整備、信号機の新設改良、また渋滞対策の事業としての信号機の改良45基など、資料に記載してございますとおりの事業を実施いたしましたところでございます。

次のページ、182ページ、装備資機材の整備充実でございます。警察航空機の機種更新事業といたしまして、ヘリコプター維持経費に伴う部品の購入、航空法に基づきます航空耐空検査を実施したところでございます。

次の第一線警察活動装備資機材の近代化及び警察機動力の整備充実では、毎年計画的に実施してるところでございますけれども、資料記載の資機材の整備や二輪車の更新整備を実施したところでございます。

以上、駆け足でございましたが、警察本部所管の平成22年度の歳出決算及び主な事業の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○新谷委員長 ご苦勞さんでございました。

次に、台風12号被害状況につきまして、林県理事兼危機管理監から報告を行いたいとの申し出がありましたので、ご報告お願いいたします。

○林奈良県理事兼危機管理監 それでは、お手元に「台風12号の被害状況」をお配りしておりますので、それをごらんいただきたいと思います。現時点での被害状況等について簡潔に申し上げます。

まず、1ページ、人的被害としまして、死者の方11名、行方不明の方が13名、建物被害として、全壊が53件などとなっております。それから、避難、道路通行規制の状況等につきましては、ポイント的なところを別紙でこの後申し上げたいと思います。土砂災害の発生につきましては、主な箇所が36カ所となっております。河道閉塞、土砂ダムの発生につきましては、赤谷、長殿、栗平、北股など16カ所で起こっておりまして、赤谷、北股などの地区につきましては、これは国の方ですけれども、緊急対策工事に入っております。

2ページ、ライフラインの関係ですけれども、電気、それから電話をはじめとしまして、現時点では避難の対象の地域以外につきましてはほぼ復旧という状況となっております。それから、農林業被害をはじめとしまして、企業など記載のとおりとなっております。

3ページ、避難の状況を表に整理しておりますけれども、記載の4市町村におきまして警戒区域、これはすべて避難指示となっておりますが、それから警戒区域以外での避難指示、避難勧告、自主避難、合わせまして避難者数合計で184世帯、366名の方が現在避難をされておられます。そのうち、避難所におられる方が57世帯、120人となっております。具体的な避難所名については右側に記載のとおりとなっております。さらに、それ以外の方は127世帯、246名おられますが、親戚、知人宅などへ避難をされております。それから、一時帰宅の実施状況を記載しておりますけれども、五條市、野迫川村、十津川村の1市2村でそれぞれ記載のとおり一時帰宅が行われております。

その次の4ページ、幹線道路であります国道168号、169号等の通行状況ということですが、現時点では168号につきまして、辻堂、それから長殿、さらに国道425号の記載の区間において緊急車両のみの通行と、残りにつきましては十津川村の南側の折立、桑畑をはじめとしまして、一般車両の通行可という状態となっております。

5ページ、県をはじめとして、これまでの取り組みを改めて整理をいたしておりますけれども、まず県の主な取り組みとしましては、記載のような体制をとって臨んでまいりまし

た。そして、五條市、十津川村、野迫川村に対して記載のような人的支援、さらには医療救護班の派遣、そして十津川、野迫川両村に対して緊急物資の搬送、さらには9月4日から防災ヘリによります救助活動、そして応急仮設住宅の建設、さらにそれらに対しましての予算措置、9月補正、記載のとおり行ってまいっております。

自衛隊につきましては、9月4日から、本日離任ということですので、昨日までの段階で延べ1万1,000人余の方に従事をしていただきまして、記載のような活動を行っていただいております。

国関係機関の活動につきましては、国土交通省の連絡調整員の派遣をはじめとしまして、記載のとおりとなっております。関西広域連合、福井県からも記載のような人的派遣などをいただいております。そのほか、日赤あるいはトラック協会、物資の搬送でお力添えをいただいております。

10月7日に復旧・復興推進本部立ち上がりしましたがけれども、現在、災害対策本部としましては、行方不明者の方々の捜索とともに、2次災害防止ということで、土砂ダム等において監視、警戒、避難、そういったことを柱として引き続き取り組みを行っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○新谷委員長 ご苦勞さんでございました。

それでは、ただいまの説明並びに報告、その他の事項も含めまして質疑を行いたいと思います。

なお、委員各位もそうでございますが、特に理事者の皆さんには、委員の質疑につきましては明確かつ簡潔にご答弁願いたいと存じます。

それでは、委員の皆様方。

○田中委員 一つだけ簡単なことをお伺いしたいのですが、危機管理監になるのだろうと思うのですがけれども、去年の決算の中で、宇陀市での防災訓練を催していただいたことがございました。あれは非常に意味があったと思うのですが、あれをやった根拠はどういうところにあるのか、たしか奈良県だけではなくに他府県からも、自衛隊からも応援が来ていただいていたと思うのですが、その辺のところをどなたからでも結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○松山防災統括室長 防災訓練の方は、奈良県が定めております地域防災計画の中で関係機関が集まって訓練を行うと……。宇陀市で行われました林野火災訓練で、これも地域防災計画の中で関係機関とともに訓練をするというところを根拠としてやっております。

○田中委員 お尋ねしたいのは、たしか和歌山県も三重県もお越しにいたっていたと思うのですが、林野火災訓練においても協定か何か、そういうものをきちっと結んでいただいているからこそ来ていただけたのだらうと思うのですが、関西広域連合との絡みにおいてそういうものが有効に生きているというか、そういうことじゃないかと思って関心を持って見ていたのですが、私は特別に関西広域連合に急いで入らなくてもいいのじゃないかという気持ちがそこにあるものですから、あえてその辺のところを協定を結んであるのかなのかとかいう部分をお答えいただければ非常にわかりやすいと思っているのですが。

○松山防災統括室長 防災ヘリコプターの総合協定等を結んでおります三重県、和歌山県等は、こういう林野火災訓練を行うときには必ず必要になりますので、奈良県から訓練をいついつ幾日するから参加していただきたい、もしくは三重県、和歌山県でやられるときには向こうの方から参加していただきたいというご招待があったりして、協定を結んでいる中では相互にやっております。

○田中委員 総括にもまたちょっと、準備していただいて、その辺のところをもう少し詳しく教えていただけたらと思いますので、きょうはこれで終わります。

○新谷委員長 よろしいですか。

ほか、委員の皆さん方。

○川口委員 まず、12号台風並びに14号、15号にかかわっての災害にかかわって、本当に皆さんご苦勞かけていること、まずは御礼を申し上げときたいと思うのです。私もなら元気クラブと自由民主党「未来」のメンバーと、最近ですけれども、2班に分かれまして現地に入ってまいりました。百聞は一見にしかずと、それはものすごいね、崩れた土砂をどうするのかも含めて、大変な状況を見てまいりました。それぞれのセクションでまた問題を提起したいと思いますがね。何はともあれ、皆さんのご苦勞に感謝を申し上げながら、加えて私ども各町村の担当者もお迎えいただいたわけでありましたが、消防団が常にやっぱりかかわっていただいていると、こういうことで、大変苦勞かけておるなと思い、私ちょっと思い起こしたわけですが、お願いしときたいわけですが、消防協会の事務所は2階にあります。言わば、危機管理監を中心として危機管理については体制を整えてご苦勞をかけているわけですが、こういうときはやっぱり消防団の出動は大変だと思うのです。あの狭い部屋で、私が行っても、どなたが行かれても恐らく立ち話しかできないような部屋です。危機管理体制の連携、連帯のプレーのためにもやっぱりあ

の事務室ではいかなものかと、もっと配慮すべきではないのかと。いつぞや危機管理監に申し上げたこともあったと思いますがね、この際、ひとつ見直すべきであろうということだけ申し添えておきたいと、このように思うわけです。それが1点。

それから、私はきょうは県税にかかわって、ちょっと尋ねたいと思います。

先ほどの説明で、「平成22年度奈良県歳入歳出決算報告書」では、歳入の2ページ、3ページ、4ページかけて示されておりますし、「平成22年度主要施策の成果に関する報告書」では、17ページですか、ご苦労かけて体制づくりを、体制の強化ということで示されておりますが、先般私は税務課の方に資料をつくってといてくれと申し上げましたけれども、できてますか、資料。あれは、私だけもらっておってもだめだから、委員の皆さんにお渡ししてください。できてますか。

○奈良税務課長 市町村ごとの個人県民税の徴収の実績の表につきまして、今、私の手元にあるんですけども、ちょっと部数が……。

○川口委員 それで、あれば、すぐコピーできる、私だけしゃべったんでは、おっさん何しゃべってんということになるといかんから。

○奈良税務課長 ちょっと事務局の方と……。

○川口委員 コピーね。

○新谷委員長 コピーやろう、コピーとってくれる。では、お願いします。

○川口委員 コピーしていただいている間に、関係しながら尋ねたいのですが、後で皆さん資料を見られたらわかると思いますけれども、県で一生懸命に徴税対策を講じていただいて、苦労をかけておられますが、今日の経済事情あるいはさまざまな災害等々のかかわり合いもあって、納税の内容は必ずしも平年並みではなかろうと、苦労をなさって一生懸命に徴税していただいているわけでありますから、徴税にかかわっての基本的な概念、これを教えてもらいたいわけですが。予算額がありますね、調定額ってあるでしょう、それから収入額、そして不納欠損額、こういうことになるわけだけでも、予算があって調定がある、その調定額というのは一体何なのかと、あるいはまた不納欠損額とこうありますが、不納欠損額は何なのか、これを基本的にまず聞いておきたいと思うのです。

○奈良税務課長 予算額につきましては、平成22年度であればその年の税収の見込みを立てまして、予算という形で計上させていただくと。不納欠損でございますけれども、不納欠損の中身につきましてはいろいろございますけれども、大きく分けまして、まずは賦課した……。済みません。先に調定額ですね。調定額につきましては、税の賦課した額と

いうことをご理解をいただければと思います。

あと、不納欠損額につきましては、大きく3つほどございまして、まず税を滞納されていて、納税者の方の資力がないということで執行を停止をしている場合と、あるいは納税者の方、これが全く例えば会社が解散をされたとか、そうしたような事情で徴収不能なことが明らかである場合と、もう一つが法定納期限の翌日から起算をして5年間行使しないで時効が完成した場合と大きく3通りに分かりますけれども、賦課した税につきまして、調定があった税につきましてこれ以上取ることができない、入ってこないということが不納欠損額でございます。

○川口委員 それはわかりました。

そこで、尋ねたいのは、今ご説明いただいたように、納めたいけれど納められない困窮者、納められるのに納めない悪質者、ないとは言い切れないと思う。だから、不納欠損という数字に当てはめるについて、これはもうしようがない、やむを得ないなあというようにこれを査定をなさる、その機能はどういう形で働いているのか、これを知りたいわけなのです。

○奈良税務課長 滞納があった場合ですけれども、実務的には文書や納税により、まず納税処理を行うことと並行しまして、ここが重要ではございますけれども、財産調査を行います。それで、財産調査を行った結果、資力がありながら自主的に納付していないような悪質な滞納者につきましては、滞納額に見合う財産を差し押さえることとなります。差し押さえの財産といたしましては、預貯金ですとか給与などの債権ですとか、あるいは自動車、不動産、絵画などの動産、こうしたものを差し押さえることとなります。

○川口委員 そこで、もう一つ聞いておきたいのは、大体5年間は帳簿には、原簿には残っているけども、5年経つと自動的に不納欠損に落としてしまいますというようなことを耳にするわけです。それはいかがなものかと思いますが、その点はどうか。

○奈良税務課長 委員ご指摘のとおり、地方税法の規定によりまして、5年間たちますと時効欠損ということになりますけれども、この時効欠損の額をできる限り少なくするということございまして、実際には財産調査を行いまして、実際に財産があると、資力があると判明した方については差し押さえを行っております。すなわち、財産調査を行って資力があるとわかっているのにもかかわらず差し押さえをしないと、そのまま時効を迎えることはさせないという毅然とした対応をとっております。

○川口委員 きょうは、今、資料をお配り、それぞれの市町村ごとの実績をこれも出して

もらったわけですけども、本当にそれぞれの市町村できちっと、今、奈良税務課長がおっしゃるような体制をとっているのかどうなのか。とっているけれどももうこれは時効だと、納税者は滞納なさっているけれどもなかなかうるさい人やというような、私は露骨な表現をいたしますが、もうこれはかかわらない方がいいと、こういうことね。大体市町村の職員はそれぞれの同じ地域の人ですね。今では他市町村から通っておられる人も職員にはおられるけれども、大体顔見知りの人なのですね。なかなか徴収には行きづらい、行ったとしても物を言いづらい、その現実があらうと思うのです。その現実をうまく処理できているのかどうなのか、課題はないのかどうなのか、これをしっかり抑えられるべきであらうと思うのです。

いわば県民税と市町村民税は一緒に徴収をなさる、県税の関係は固定資産税は関係ありませんけども、いわば市町村民税の関係ではこれらの住民税あるいは固定資産税、さらには国民健康保険税等々まだその他数多いやっぱり徴収をなされておらうと思うのです。特に国民健康保険税なんかは非常に滞納がひどいということで、国民健康保険そのものの運営にかかわってお手上げ状態になってるわけですが、いずれにしても徴収、徴税というのは極めて困難を来していると、こういうような実情は否めないと思うわけです。

そこで、悪質者はやっぱりなくすようにしていかなことには、私たちがどんなに苦労したって、あの人はいつも常連ですがな、滞納常連というような風潮さえある地域があることだけは私は耳にしておりますし、私自身もわかっております。ご苦労だなあと、何かいい手だて、対策がないのかということをやっぱり追跡をされる必要があらうと、このように思うわけです。毎年これ考えてみれば、現年度分と過年度分、つまり滞納分とのかかわり合いで、滞納繰り越しにかかわっての、過年度分にかかわっての繰り越しは徴収率が悪いと、徴収率が悪い。5年たてば皆消していくと、こういうことになるわけですね。毎年、だからそういう意味では不納欠損額の1億2,144万5,000円ですか、これに値する数字が毎年出てくるのですね。若干の違いはあらうけど、毎年こうやって出てくるということになりますな。そういうことでは、県税でこうですから、市町村民税はさらに同じ額が大体出てくるということになりますから大変なことではないかと思う。だから、真剣に徴収をされるような展開をしていただきたいと思う。

そこで、滞納件数ありますが、現年度分合計で2万2,853件と出ていますね。それから、繰り越し分、過年度分5万6,010件ということです。そしてまた、この5万6,010件に新しく2万2,000件ふえるのではなしに重なるでしょう、これは。2万2,

000件のうち何件かは、何割かはずうっと毎年滞納なさっているということになりますからね、足して7万件ということになりません。複合するから。しかし、いずれにしても、先ほど言いましたように、納めたくても納められない困窮者と納められるのに納めない悪質者、その分類は単純にはできないけども、この中に均等割の人がどれぐらいあって、そしてまた5年間ずうっと引き続き滞納者は何件か、これぐらいことはやっぱり今後調べられる必要があると思う。今、資料お持ちだろうと思うけれど、調べてますか。

○奈良税務課長 この中で均等割のみ滞納されている方がどれくらいかということに関しましては、これは住民税につきましては市町村が賦課徴収をしているということで、内訳についてはよくわかっておりません。あと、この中で、若干ベースは違うんですけども、例えばでございますけれども、先ほど資力のある方に対しては差し押さえを行うとご説明を申しあげましたけれども、例えば平成22年度末で滞納繰り越しになっているような未納分のうち、差し押さえなどを行ったものについては滞納件数がちょっとこれとはベースが若干違うんですが、2万78件のうち1,913件となっております、あとこれは金額ベースでは3割近くとなっております。今申しあげた数字につきましては、個人住民税ベースではないので若干ベースは違うものの、約その程度の数字だにご理解をいただければと思います。

○川口委員 細かく追及をしてもどうしようもない問題だと思いますが、いずれにしたって私が今提起をしてる内容にかかわって課題と思われるものを、いわば追跡をするような体制をやっぱり確立をしてもらいたいと、そのように思うわけです。県は個人住民税滞納整理室を設置し、だから県民税だけではないと私は思うからね、市町村住民税を合わせてだけでも、言いましたように固定資産税の問題があり、その他市町村民税にかかわっての内容もあり、あるいはまた国民健康保険税等々にかかわって全体の徴収体制にかかわってやっぱり課題を見つけるべきだと思う、体制を整えるべきだと思うわけです。そのことを要望しておきたいと思います。

そこで、警察本部長に尋ねるのですが、実はこれはもう、きょうは代表監査委員が出席をいただいている。私は県議会議員の監査委員にきょう出席してもらいたいと要望しておいたわけです。委員長、副委員長の裁量なのか配慮なのか、代表監査委員がお出ましいただいているわけですがね。私は、倫理観というやつをやっぱりね、というのはこの間、一般質問で荒井知事に質問なされた人がおるわけや。というのは、リニア中央新幹線を提起した人は、新谷寅三郎先生だと、こういうことでね、この人を忘れてはいかんやないかと

いう意味も含めて歴史をたどりながらお話をなされた。そのことでやっと思い出したわけですけどね。そして、しかも、同僚の皆さんカムバックしてきたんでまたお教をいただきたいと私やじりました。むしろ国会議員もなされたわけで、わしらも教えてもらいたいと申し上げた、露骨に言いますけれどね。税にかかわって、税金、こんな偉い人が納まってへんやないか、風評として、それが現実明るみに出た。そのことについて守秘義務を侵したと、こういうことでね。もう既に、その以前から風評が広がった。だから、その人はもうはっきりしとる、元奈良市長やから。鍵田さんですな、鍵田さん、名前が。これは別に何も隠さんでもよろしいよ、事実やから。だから、書類をもらった人が犯罪者扱いになってはる、納税をしなかった人が犯罪者でなかった、こういうことになったわけです。今もまたこれにかかわって、私のところへある種の資料が届いています。前回も何やら私の名前が出たようです、警察の取り調べの中に、この裏には川口さんがついているやろというような話も含めて出たこと、聞いてるわけや。何関係あんのやと、人間関係はあるかわからんけども、奈良市のことまで何関係あんのやと言うたことがあるわけや。しかし、一応刑も終え、執行猶予も外れた、私の友人ですけど、亡くなりました、みんな亡くなりました。

だけど、こういう事柄について、また問題を突き出したら、どっから漏れてきたかわからんけども、漏らしたところを追跡をするという、そういうようなことになったら大変だなあと。納税意欲を高める、そういう方向でなけりゃならんのではないかというのが、私はこれからの教育もね。あるいはまた、これからあるような基本的な行政の姿であるべきだと思うわけです。そういう意味で、あえて申し上げるわけですけども、本税より延滞税の額の方が多いという、これは長く滞納しているということですよ。不動産やマスコミ関係、ここまで言えば大体ぴんとくる人もいらっしゃると思いますけど、その必要ある、わしのとこにメモが舞い込んできた、そこまで申し上げておきますが。いずれにいたしましても、納税意欲がやっぱり広がるようにしてもらいたい。

だから、ひょっとしたら、風評があつて私のとこに届いたんですよ。だから、警察は前回、私の友人がこうなりました、亡くなりました。だから、滞納も納税促進の方向が大事なのか、守秘義務、つまり強い者、強がっている者が何をしてもええというようなことで世の中がいいのかどうなのか。漏らすことは大変ですよ、こんなあくどいことはいかなものかということのやっぱり気持ちだけは大事にしたい。5年たったら滞納が抹消される、ある意味では情状酌量です。守秘義務を守れなかったら、これは罪だと、罪には違いない。

情状酌量という本末転倒の世の中にならないように、やっぱり願いたいもんだなあと、本税よりも延滞税の多いという、これ奈良市です、奈良市、問題を出しておきたいと、警察本部長、何か感想があたりならば述べていただきたいし、無言でも結構だと思いますが、想定問答はできないとおっしゃるかわからないけど、想定外でもないうわさでない、私がいただいたのはガセネタでもないと思います。

○和田警察本部長 若干専門外の部門ではございますけれども、納税というのは憲法でも国民の義務とされておりますし、ほとんどの納税者の方は適正に税金を納めていらっしゃるかと考えておりますけれども、一方で、ただいまの資料も拝見いたしましたけれども、税の滞納があるということも聞き及んでおります。委員もご指摘になっておりましたけれども、滞納に至る理由というのは、それぞれさまざまな1件ごとに理由があるんだろうとは推察いたしますけれども、やはり税金の制度というものは賦課の点でも、また徴収の点でも公正、平等に行われるということは非常に大事だろうと思いますし、一般の納税者の方が不公平だということを感じることをないようにしていくことが大切だろうと思いますし、そういった意味合いから、税務当局においても公正適正な課税と徴収が行われるように努力されてるんだろうと思います。

ご存じのとおり、私ども警察の仕事と申しますのは、国民の生命、身体、財産の保護をするために、犯罪がある場合はその犯罪の予防だとか、あるいは鎮圧、捜査などを行うことが我々の責務でございます。税金が納められていないことそれ自体は直ちに刑罰法令に触れるとは私は理解はしておりませんが、滞納の過程で、仮にですけれども、刑罰法令に触れるような行為が認められる場合であれば、関係部局と連携を密にしながらではございますけれども、法律と、また証拠に照らして、きちんと対処していくべきもんだらうと私自身は考えております。以上でございます。

○川口委員 悪いことをしながら、その腹いせで、悪い、つまり犯罪を暴く気持ちが生じているのだろうと思いますけれども、納税にかかわって奈良市役所では徴収員が着服をしておったという問題が起こっております。そういうかかわり合いの中から、おれも悪いけどもっと悪いことしているやないかと、億の金、税金納めていない、あの連中はどないするんやと、こういうようなふんまんやる方ない感情がこれまた広がってるということも事実なのですね。このことも、いわば、だから犯罪者が犯罪を暴いたとしても、犯罪はやっぱり取り締まらないかん。犯罪に似た、事実犯罪だと私は思いますけど、しかもさらに奈良市の問題ですけども、県税にも関係すると思うのです、滞納やからね。いろいろ言われ

ているわけです。どういう問題かといいますと、ある滞納者には差し押さえの、多額納税者ですよ、そういういわば内容も私どもに届いているわけです。こういう不公平、これは奈良市の問題だとは思いますが、県税ともかかわり合いを持ってる。しかし、残念ながら個別の名前は出せない。だけど個別の内容、広まってるわけです。これらの問題について聞き流していいのかなのか。これを私は知りたいわけ、聞き流していいのかなのか。これは警察本部長にも聞きたいし、税務課長にも聞きたい。

○奈良税務課長 一般的な回答になりますけれども、委員おっしゃるとおり、本当に公平、公正な税ということで納税秩序というのを維持するのは非常に重要なことだと考えておりますし、租税、せつかくの債権が消滅時効の5年にかかることのないように、我々としてはしっかり対応していくことが非常に重要であると考えております。市町村税につきましても例えば今、個人住民税滞納整理室で市町村と協力しながら住民税の徴収強化に努めておりますし、また市町村税単独の税目であっても市町村に対して間接的に支援を行うといったことで、県税、市町村税問わず全体として徴収率が上がるように県税サイドとしても最大限努力してまいりたいと思っております。

○和田警察本部長 ただいま奈良税務課長からのご答弁ございましたけれども、やはり先ほども申しましたけれども、一般の方が不公平だなと思うような、やっぱしそういう社会はよろしくない、私自身はそのように考えております。警察としてどうするかということにつきましては、それは事案ごとによってさまざまになってまいりましょうし、税法の違反の事案はそれなりの手順を踏んでやるのが法律上定められておりますので、税務当局からの連携の中で警察としてやるべきことがある場合には、それはもちろんやっていくということになると考えております。

○川口委員 税の問題はこの辺にしてお願いをしときます、お願いをね。

それから警察本部長、これもお願いですけど。この3月に私は質問して関連になるわけですけども、私どもの水平社博物館前で右翼、在特会のメンバーが差別アジをやったということについて、告訴いたしました。それはそれといたしまして、ユーチューブ、インターネットですね。あれに一旦映し出されたらなかなか消えないのです。消してくれといっても消してくれない。消す方法を追跡してもらいたい。この間、新谷委員長も民主党の前田国会議員とセットでユーチューブに出ていますわな。これとてもやっぱし迷惑な話、いずれにしても。本当なのか不実なのか。これが事実であれば大変な犯罪です。どうしますねんと聞きとうなるわ、あれ。だから警察に訴えなくても対応してもらえるものと訴え

なくても対応されてるものとありますな。ここのところのやっぱり線引きもいかなものかと思うわけです。これ以上申し上げませんが、このことをひとつ要望しておきます。終わります。

○新谷委員長 ほかございせんか。

○今井委員 今、個人住民税の徴収強化事業、大分、川口委員がやられましたので、一言だけですけれども、実際にこの事業によってどれぐらいの税金の徴収があったのか。福岡県などの例ではそうした事業をやりまして一定それで成果があるのですけれども、新たな滞納が発生するために、徴収率を上げて収入未済額が累積増加しているようなことがありますので、奈良県の実態がどうなのかを1点お伺いをしたいと思います。

それから、能率の上がない職員の研修というのが事業に組まれておりますけれども、この実績などはどうかというのをお伺いしたいと思います。

行政コストの決算書のところに人にかかるコストで52億円がマイナス、物にかかるコストで25億円がプラスとなっておりますけれども、この物にかかるコストの中で人件費に当たるような部分はどんな状況かというのがわかりましたら教えていただきたいと思えます。

それから総務部の関係で防災の関係です。初動体制のことが9月の議会で議論になりまして、十津川村の自衛隊の出動要請が4日の2時45分に村から依頼され、県からは3時15分に要請をしたということで、その日の防災対策本部の設置がその朝の8時半というので、私どもはこれは初動の体制が遅いんじゃないかということの本会議でも言わせていただいたのですが、初動体制に30分という時間は、素人から考えたら30分あれば何か事が終わってしまう時間ではないかと思ったのですけれども、県は順調というか、非常に素早い対応だったという認識をされておりました。

それで私は和歌山県も調べましたら、和歌山県はもっと奈良県よりも時間がかかっておりまして、それからの比較をすれば奈良県は早かったのかなと思ったわけですが、ただ、このときのやりとりで、この自衛隊の出動要請の関係で私は自衛隊法からも、それから奈良県の防災計画からも自衛隊の要請は知事が行うとなっているのに、危機管理監が実際には連絡をしたということの本会議場で知事が言われておりましたけれども、この点で知事が行うと言われております中身、それで知事が行えない場合というのは何か事故があった場合と思うわけですが、特に事故があったという中身でもない。それを危機管理監が依頼をしたということで、十津川村からの要請がある前に知事は準備をしておくよう

に依頼をしていたということは聞いておりますけれども、十津川村からの要請があって、知事の指示というのですか、2時45分から3時15分の間にもう1回知事に確認をして、知事の決定権というのですか、指示みたいなやりとりがあったのか、そのあたりのところがどうなのかをお聞かせをいただきたいと思っております。

警察の問題はその後でさせていただきます。

○奈良税務課長 個人住民税滞納整理室の実績でございますけれども、平成22年度、昨年度は御所市に1年間、上牧町に上半期6カ月、大和高田市に下半期6カ月、共同徴収チームを派遣をいたしまして、滞納整理の実績といたしまして個人住民税で2億5,300万円余り、そのうち徴収額は9,400万円余りでございます。

その結果といたしまして、個人県民税の徴収率でございますが、これ御所市におきましては、これ滞納繰り越し分で12.4%と大幅な徴収率のアップにつながったほか、上牧町で滞納繰り越し分で3.9%、大和高田市で滞納繰り越し分3.9%、それぞれ徴収率が改善をされております。

県全体におきましても、平成22年度の個人県民税の徴収率は全国平均を1.8%上回る93.6%ということで、平成12年度、10年前の36位と全国順位低迷しておったのですけれども、これが全国順位6位と非常に飛躍的に改善をされておるということでございます。

ご指摘のありました未済額につきましても、確かに平成19年度に税源移譲が行われまして、所得税からの住民税への税源移譲でございますけれども、全体として課税額が増加しましたので、未済額は一時的に増加をしておりました。これは全国的に制度改正による現象でございますけれども、ただし、平成22年度につきましても、平成21年度と比較しまして未済額が圧縮をされておまして、平成21年度31億7,600万円の未済額に対しまして、平成22年度は31億4,600万円で未済額を圧縮しております。以上でございます。

○中総務部次長人事課長事務取扱 仕事の成果が上がらない職員の実績はどうかというご質問をいただきました。これにつきましては、仕事の成果が上がらない職員に対する特別研修を実施するというので、平成17年に要綱を定めまして、具体的には仕事の成果が上がらない職員という定義といたしまして、仕事に対する意欲や職務遂行能力の不足、勤務態度の不良、職務に対する適格性の欠如、その他の理由によりまして、本来求められている職務上の成果を上げることができず、他の職員の士気に悪影響を及ぼしたり、また他

の職員の負担になるなど、職場環境の悪化をもたらし、効果的かつ能率的な事務執行に支障が生じている職員と、こういう定義のもとで、一旦は所属から注意なり注意喚起を行って指導をしておるのですが、それでもなおかつ改善されない職員に対しまして、特別研修を実施するというスキームでこの職員に対する対応をしております。

特別研修の内容といたしましては、集合特別研修、それから所属個別研修、公務能力向上特別研修と、こういった段階を経て、職員に対しての指導を徹底しておるところでございます。

それで今申し上げました集合特別研修ということで、平成17年度から平成22年度までの研修に参加した実績は51名でございます。そのうち所属で個別に研修を行っておりますのが24名、それから公務能力向上特別研修、これは自治研修所の方で集中して研修を行わせておりますのが25名です。平成17年から平成22年度まで、そういう研修を実施しておるところで、以上でございます。

○西川財政課長 行政コスト計算書についてご質問ございました。先ほど辻本総務部次長が説明しました行政コスト計算書の3ページに書いております物にかかるコストのうち、どの程度人件費が含まれてるのかというご質疑でございますが、ものにかかるコストにつきましては、そこに記載しておりますように物件費と維持補修費と減価償却費になっておりまして、委員のご質問はこの物件費のうちの委託料にどの程度の人にかかるコストが入ってるかというご趣旨だと思いますが、それは物件費として整理しております委託料の全支出の委託の内訳、すなわち委託先でそのうちどの程度人件費に使われているかを全部足し上げないといけないこととなります。この行政コスト計算書を作成する過程ではそのような数字の把握は行っておりませんので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○林奈良県理事兼危機管理監 台風への対応ですけれども、9月3日の夜に知事の方から指示をいただきまして、知事の指揮下での災害対応を行っておったわけですけれども、自衛隊の災害派遣要請も含めて3日の夜に指示を受けております。そしてこれは大原則が市町村から県に派遣要請の求めがあって、知事の名前で県として自衛隊側に要請をするという流れになりますので、派遣要請の心づもりといたしますか、意識を持って臨んでおりました。自衛隊とも連絡をとり合ったりして下準備といたしますか、そういうようなことも入っておりました。

十津川村から派遣要請があった際にもそういうこともあって、30分をどう評価するか

ですが、私どもとしては比較的、かなりスムーズに迅速な処理ができたのではないかと
思っております。それは背景として今申し上げたこともあったのではないかと考えており
ます。

それから知事は、当然といえば当然のことだと思いますが、意思決定者、ディシジョン
メーカーという立場だと思います。それを受けて実際の事務処理をどうするのかについ
ては、それは事務方が行っていくのは当然といえば当然のことではないかと、そう認識を
しております。以上でございます。

○今井委員 ありがとうございます。

個人住民税の強化で奈良県がかなり全国的にも高い率になっているという報告をいた
きました。市町村とかいろいろ住民の方からいろいろ話があることがあります。そのとき
に認識といたしましては、市町村の段階であれば分納とか、そういうような個別のことを
聞いてもらえるけれども、この滞納のところに行ったらもう容赦がないんだというような
認識をよく言われているところがあるのですが、その辺は十分に聞いて対応をしていた
きたいと思いますし、先ほど川口委員が言われておりました延滞金の問題でもかなりの、
延滞金の方が多いというようなのも実際にはたくさんあると思います。この延滞金の問題
では、奈良市の職員が市税の延滞金着服をして懲戒免職になったというような事件なども
発生をしておりますけれども、こうした延滞金については何か相談をすれば、大変困っ
ているとか、生活困窮だというようなことが確認されれば、それについては一定考慮して
もらえるような手だてがあるのかどうか。そのあたりをもう一度お伺いしたいと思います。

それから仕事の成果の上がないということで人数を教えていただきましたけれども、
そうした研修を受けられて職場で今頑張っているという状態なのか、そういう研修を受けて、
もう嫌になってやめてしまったのか、そのあたりの結果的はどうなのか、もう一度お尋ね
したいと思います。

それと物にかかるコストの問題ですけれども、私の思いといたしましては、やはり物件
費の中の委託費にかなりの人件費が実際には含まれていると思っております。これはや
はり県としてもつかむ必要があるのではないかと思っております。公契約条例の関係など
もあると思いますけれども、これについては要望にしておきたいと思っております。

それから知事の初期の対応の件でございますけれども、事務的に見ましたら別に問題は
ないのだろうと思っております。知事が意思決定をして、危機管理監が要請したというのは問題
はないだろうと思っておりますけれども、県庁のすぐ横に知事公舎があるということは、何かあ

ったときには知事がやはりすぐに駆けつけられるということであろうと思うわけですが、自衛隊に要請をするというのは、私も議員になっていろいろかかわっているながら初めての経験でありますし、これはまさに奈良県の大変な危機的な状況だったと思います。そのときやはり知事がそこで直接指示を出すべきではなかったかと思しますので、議論してもなかなか平行線になりますけれども、そのように思っていることだけお伝えをしたいと思います。

○奈良税務課長 滞納者の資力のない場合、払いたいののに払えないような方に対する対応ということかと存じますけれども、滞納整理を進めるに当たりましては、例えば滞納者の資力あるいは財産といったものを調査しまして、納税の能力が本当にあるのにも関わらず納付しないような悪質な滞納者に対しては、財産を差し押さえをするなどの厳格な対応を行うと。ただし、一方で納税意思はあるものの、納税者ご本人ですとか、あるいは生活をともにされているご家族が例えば病気にかかったりとか、あるいは事業について非常に著しい損失を受けたり、あるいは廃業したりといったような、一定の事由がある場合におきましては、地方税法に定められている徴収猶予ですとか、換価、公売の猶予といったような規定を適切に適用しまして、徴収を一時猶予したり、あるいは税の分納を認めるなど、納税者の実情に応じた対応を行っているところでございます。

いずれにしましても、法や条例の規定に基づき、今後とも適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

もう1点、県税の延滞金の取り扱いでございますけれども、基本的に本税が納期限内に完納されない場合は、ペナルティーとして延滞金が課されると。これはもともと期限内に納めていらっしゃる方との公平性を図るために厳格に運用しているところでございます。ただし、納税者が本税を納期限まで納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認められる場合については、その延滞金の納付義務を減免できるとされていることから、延滞金の減免事由の該当者には延滞金の減免申請書を提出させると。そうして適切な対応を図っているということでございます。以上でございます。

○中総務部次長人事課長事務取扱 特別研修を受講された51名のうち、25名が既に退職をされていらっしゃいます。これにつきましては、受講の研修の内容を受けて、そのまま職務につくことができないということで自主退職をされていらっしゃいます。その残りの方につきましては、今現在も職場で頑張ってお仕事をさせていただいております。以上でございます。

○今井委員 ありがとうございます。

警察のことを1点ですけれども、ここに「警備情勢を顧みて」という警察庁の出しております「焦点」という雑誌があります。ここの中身を見てまいりましたら、これは279号ですが、回顧と展望ということで特集「インターネットが警備情勢に与える影響」となっております。目次は第5章までありまして、1章はインターネットが与える影響というものの特集、2章は国際テロ情勢、3章は外事情勢、4章が公安情勢、第5章が警備実施になっております。

その4章の中に5つに別れておりまして、右翼・右派系市民グループ、過激派、オウム真理教、その次に日本共産党、最後は大衆運動となっております、この大衆運動の中には在日米軍再編関連、雇用問題関連となっております。警察庁のホームページを見ましたら、毎年こういう雑誌が出ておりまして、毎年こうした項目で区分けして書かれているわけですけれども、私はこの大衆運動、過去のいろんなのを見ましたら、反貧困のネットワークだとか、それから反原発、最低賃金などの運動、こうしたものを監視の対象に置いているというようなことで大変問題ではないかと感じました。

この雑誌につきましては、奈良県で一体何冊ぐらい配布されて、どのように活用されているのか。また費用としてはどれぐらいかかっているのか。この点についてお尋ねをしたいと思います。

○平城警備部長 今井委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、これの配布と費用、あるいは活用の内容、そういうことであつたと思います。これにつきましては、警察庁が作成いたしまして、各都道府県に無償で配布しているものでございます。当県には約1,000部参っているところでございます。それから活用状況でございますけれども、広く県民の方々に我が国を取り巻く国際テロ情勢や諸外国による対日有害活動の実態、災害警備をはじめとする警備指針などの各種取り組みを紹介いたしまして、警備警察活動に対する県民の方々の理解と協力を得るべく活用しているところでございます。以上でございます。

○今井委員 私は非常に問題だと思いますのは、やはり憲法で第19条に思想信条の自由、第21条には集会結社及び言論、表現の自由というのが保障されております。それにもかかわらず公安警察が政治的な主張を掲げる団体や個人を監視していることは大問題ではないかと思っております。税金を使って天下の公党や民主団体、その運動を公安警察の監視対象にするような広報活動については中止をするべきだと思いますので、この点を強く要

望しておきたいと思います。

○藤本委員 極力簡単に。1つは、杉田総務部長、奥田副知事にも聞きたいのですが、代表質問でよく言うのですけれど、1兆円を超える公共事業を中心に国の流れの中で多額の借金をしてきたわけですが、いい公共事業もたくさんあるわけですが、何を言いたいかと言いますと、交付税の措置がない4,390億円という大きな借金を、行財政改革の中でどう進めていくのかという方向性も、また知事にも聞きますが、総務部長一応答えといてください。

2つ目は、先ほど議論されてましたが、県税の未納額等々、県民税や不動産取得税等々で47億円あるわけです。奈良税務課長も努力はされているのですが、厳しく法的な裁判所の差し押さえも含めて、もっと強力にやらないと。一方で職員の給料を人勸で下げる。課長が一生懸命人員を減らしていると。議員も6名減らしたり。そういう頑張りをしている、一方でこれを逃していたらいけないと思うのです。確かに今井委員おっしゃった、非常に困っているところは、延滞金とかをまけてやったらいいと思うのです。そういう点はあるけれど、税はきちんと取っていくという、両輪のごとく厳しくやってほしいと思うのです。そういう点で意見だけとして、頑張ってもっとどんどん差し押さえして行政執行やってください、裁判所を通して。

最後にもう1点ですけれども、きょうは廣野代表監査委員も来てくれていますが、監査結果報告、この7ページを見ますと、総務部がやっている委託契約、これ一般競争入札じゃなくて何か偏った1社による随意契約が多いわけです。これは私が書いているのではないです、監査委員みんなで書いてくれているのです。できる限り可能な限り競争入札すべきだと。随意契約はおかしいのではないかと。土木や建築でも建設工事同様な指名入札制度があるわけだから。プロポーザル的なやり方を高めるべきではないかと、何でこんなやり方ばかりやっているのということを監査委員が指摘して、私もなるほどと思っているのです。以上です。

○杉田総務部長 県の財政についてでございますけれども、ご承知のとおり奈良県の税収、今後高齢化に従って厳しくなりますし、歳出面におきましては社会保障関連の増ということがございますので、財政については健全化がまだまだ必要です。特にご指摘のように、負債、債務の関係につきましては、今後のことを考えますとできるだけ圧縮すると。とりわけ交付税措置がないものについては自主財源で返していくこととなりますので、当然圧縮に努めると。具体的には当然必要な事業は行っていくと。そうした上で有利な交付税措

置つきの地方債をできるだけ活用する、国庫補助金をとりにいく、こういったことで圧縮に努めています。

ただ一方で、もう一つの懸念としましては交付税措置はついているのですが、臨時財政対策債、国の交付税の穴埋めとされているものがふえてきておりまして、そちらについても配慮が必要と考えております。以上です。

○松田総務課長 総務部の委託契約についての監査意見についてのご質問でございますけれども、確かに総務部は部としての性格上、システムの関係の保守委託契約が多いので随意契約が多いということも性格上でございますけれども、この監査意見を受けまして、今後の発注に対しましては随意契約をする場合でありましても、真にやむを得ないかどうかと、あるいはプロポーザル方式の導入等によって競争性を高める工夫ができないものかどうかについて、より一層慎重に検討してまいりたいと考えております。

その具体的な方法といたしましては、総務部の指名審査会、これは部長と部内課長で構成いたしますが、そこでこれまでは建設工事の発注のみについて審査の対象としておりましたが、この10月1日から役務の提供、業務の委託、重要な物品の購入等、契約全般にわたりまして審査の対象といたしまして、発注の妥当性についてより十分な審議を加えていくとなっております。これによりまして総務部の統一的な運用、あるいは透明性、公平性の一層の確保に努めてまいりたいとしておるところでございます。以上です。

○藤本委員 松田総務課長、これ監査委員が、県の元部長のOBが言っているのだから。きっちりこれやる必要がある。これからこころちゃんと追求しますから。以上で終わります。

○新谷委員長 よろしゅうございますか。

○小泉委員 時間が過ぎておりますので簡潔に3点だけ聞きたいと思っております。

実はきのう私たち自由民主党改革で五條市をはじめ、十津川村等、お見舞いも含めて激励に行ってまいりました。その内容はもう私が言わなくてもいろいろと皆さん方もご承知だし、大変ご苦労いただいていることもよくわかっているわけでございまして、そこで1点お聞きしたいのは、いろいろあるわけですがけれども、今とりあえず危機管理監にお尋ねしたいのは、それぞれ警戒区域とか避難指示とか避難勧告とかいろいろありますけれども、これは最終的に一体だれが決めるのかと。あるいはまた解除をするときはだれが最終的決断を下すのかを教えてくださいたいと思います。

2番目の問題は、先ほどから県税をはじめ、いろんな税の問題で出ておりますけれども、

奈良市で起こりました延滞金の着服問題。この問題は先ほど藤本委員とは異なるんですけども、延滞金を猶予していくようになると非常に不正、腐敗が起こっていく可能性があるわけでございまして、そういう点では徴収金に係る不祥事の防止をいかに県としてはされているのかと。あるいはまた、市町村との関係をどのような関係を持って助言や協力をしておられるのかについてお尋ねをしておきたいと思えます。

もう1点の3点目は、県庁の開放事業という形で、実は議会棟の回廊もやられているわけでございまして、これはことしの話です、去年ではないですけども。ことしご承知のように、電気をできるだけ節電をしようという話の中で、回廊を開放するときに議会棟は冷房が入っておりませんでした。外は非常に夜涼しくてよかったのですが、この議会棟へ来ますと非常に暑くて、演奏されている方も汗だくでやっておられたわけでございまして、議会の職員が扇風機を回したり、いろいろされていたんですけども、これはことしだけだったのか、来年も引き続きやられるのか。来られた方も非常に暑い、暑いと言って、私も一緒に大正琴のときに来たんですけども、うちわをばあっとあぶりながら聞いているというような状況だったわけでございますので、そこら辺はどういう見通しを持っておられるのかをお尋ねしておきたいと思えます。以上です。

○奈良税務課長 徴収金の厳正な管理ということにつきまして、まず県税ですけども、延滞金も本税と同様に税務総合システム、このシステムで正確な管理を行っております。例えば本税が完納となりましても延滞金が未納でございましたら、翌月の定期処理によりまして延滞金を対象とした県税事務所長名の催告文書を税務課から送付しております。

次に、現金の取り扱いという点でございます。例えば滞納者宅を訪問をして徴収する場合には、県税事務処理要綱に基づきまして必ず専用の領収書を使用しまして徴収することとしております。県税事務所が例えばその持って帰ってきた現金を引き継ぐ際にも、訪問した2名で引き継ぐことにしております。指定した徴収課出納員と徴収課長の2名が徴収金及び領収書の使用状況を十分確認するなど、厳しい監視体制をとっております。

なお、今回の奈良市の事件を受けまして、改めて県税徴収金の適正な管理を総務部長名の文書で県税事務所に指示をしたところでございます。また、県内の市町村に対しましても三税協力、これは国税、県税、市町村税ということでございますけれども、三税協力に基づきまして、今回の事件について情報提供するとともに、徴収金の適正管理についてさらなる取り組みを進めるよう、同じく総務部長名の文書で依頼をいたしました。あと県税事務所でも働きかけを行っております。今後ともこのような取り組みを通じて、徴収金の

適正管理に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○林奈良県理事兼危機管理監 避難についてのお尋ねですけれども、制度上は市町村長が決定されることになっております。ただ、県としましても市町村と一体となりまして、市町村長が適切に判断していただけるように、例えば情報提供するとか、あるいは助言するとか、そういう努力や取り組みを行っております、できるだけ一体的に動いていければと認識をしております。以上でございます。

○芝池管財課長 先ほど議会棟の開放の件でございます。ご承知のとおり、今年度、東北の大震災がありまして、原子力発電所等停止いたしまして、関西電力からも10%削減とか、そういった要請がございました。今年度に限ってはエアコンは入れてございません。ただ、きょうもニュースで見えておりますと冬も電力不足と言われておりまして、正直我々県庁もどうしようかなと考えておりまして、原発も今年度中には全部とまってしまうような話もありますので、電力需給につきましては非常に不透明でございます。そういうことから今すぐどうだという判断はできませんが、状況を見て、非常に暑い中、申しわけはないのですけれども、そういう状況になる可能性もあろうかと考えてございます。ただ、エアコン自身が県庁と議会棟と一括してのエアコンになってしまいますので、セパレートになればそれはそれで対応できるのかとは思いますが、基本的には節電ということで皆様にもお願いしております。当然県庁も率先してやることになろうかと思っております。ですので、今後の見通しはまだ不透明ですので、またその時点になったら判断せざるを得ないかと考えてございます。以上でございます。

○小泉委員 それぞれご答弁いただきました。最初には税の問題です。

実はもう一つだけちょっと細かい話で申しわけないのですけれども、いわゆる本税を納められて滞納金を残された。これは徴収しますよという話ですけれども、これは延滞金は例えば不納欠損のような形に、例えば5年間とかいろんな形で消えていくものなのか。あるいはまた、永遠にこの滞納金というのは残っていくものなのか。そこら辺をお聞きしときたいと思うのですけど。本税は先ほど言われたように、5年間たっという支払い能力があったら引き続きいろいろ押さえてやっていくのだという話がありましたけれども、しかし、そうでない場合、延滞金の場合はどういう処理をされるのかについて教えてほしいということが1つです。

それから避難区域とか指示とかいろんなことは市町村長が判断していくと。しかし、いろんな方々の判断、いろんな意見を聞いて決めていくのだという話だったので、

実はきのう行ったところで市町村長が、初めはあなたが決めるんですよというように言われたということです。そう思って一生懸命頑張ってきたけれども、いろんなことが進んできますと、国も県も、さらに各種団体のいろんな方も来られて、その協議会の中で最終的に決まっていくようになっていったという話で、どこまで市町村長が権限があるのかというような疑問を持っておられたわけでございます。もう少しそこら辺を今どうこうしろっていうのではないですけども、整理をしながら、それぞれの責任体制、責任問題を明確にしながら指揮命令系統等についてはっきりしていただいていた方がいいのではないかと、そういうことを要望しておきたいと思います。

それから3点目の問題ですけれども、これは電力関係がわからないので何とも言えないということですが、本庁との関係があってここだけ冷房を入れるのは難しいという話でしたが、議会棟も含めてたくさんの県民がわざわざ来ていただくわけでございますので、そんなに長い間やるわけでも何でもないので適温の28度にするわけですから、そこら辺はもう少し猶予を持って配慮をしてもいいのではないかと。せっかく県民が来られたときに暑い、暑いというのではなしに、してもらってはどうかと、これは私の希望を述べておきますので、ひとつ検討していただくようによろしく願い申し上げます。

以上でございます。ひとつ税務課長、よろしくお願いします。

○奈良税務課長 延滞金の取り扱いですけれども、延滞金は本税がなくなった時点で消滅ということになりますので、延滞金だけが延々と残るということがない。したがって、時効で5年にかかることのないように、時効で欠損する額をなるべく、できる限り圧縮すると、徴収努力を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○小泉委員 ちょっと理解しにくいところがあるのですけれども、いわゆる本税だけ納められて延滞金が残されたら、それは消滅するんですか。今、消滅するっていう話だったので。

○奈良税務課長 大変失礼いたしました。本税と延滞金がある場合に本税が完納になっても延滞金は残ります。済みません、5年間たって本税が消滅時効にかかった場合に延滞金もそのときはあわせて消える、10年とか20年とか残るわけではないという意味で申し上げましたけれども、本税が残っても延滞金は残ります。済みません。本税を納めても延滞金は残ります。

○新谷委員長 よろしいですか。

○小泉委員 聞きたかったのは、延滞金だけ残ったら、ずっと永遠にそれは催促していく

のか。それとももう一定の期間で、不納欠損で消していくのかというところを聞いたかっただけの話でございますので。どちらでも結構ですけど。もちろん答えがあったらまた教えてください。

(「6年目の延滞料はかからんいうことやろ」と呼ぶ者あり)

○奈良税務課長 本税が5年を過ぎますと、本税とともに延滞金も消滅しますので、6年目以降はかからないということでございます。(発言する者あり)

○新谷委員長 もうわかった。よろしいか。

○大国委員 もう時間がないということでございますので、端的に質問させていただきます。

最初に、台風12号災害でございますけれども、大変甚大な被害が出て、本会議等でも議論がございました。これまで荒井知事を先頭にして多くの皆さんに大変ご苦勞をいただいておりますこと、感謝申し上げたいと思います。

その上で私も発災当初、4日から定期的に五條市をはじめ、十津川村にも足を伸ばしてみたり、天川村、さまざまな地域に行かせていただいておりますけれども、そこで感じるのは大変大きな災害、一村ではもう対応できない災害であった。道中走りながらもう繰り返すそのことを感じておりました。約120年前の明治の台風等の災害においても、今なお土砂ダムが残っているような状況があるということで、当時は27カ所崩落したと言われておりますけれども、そういった中で、昔の過去の災害の教訓がいかにかされたのかも、この道中で考えながら走っておったわけでございますけれども、というのは先ほど質問ありましたように、避難指示、勧告等の発令が出せなかった、出すタイミングがなかなか難しかった、現場でそのような声をたくさん私も聞かせていただいております。

例えば降水量が一定の雨量を超えた場合、あるいは河川の水の水量の問題等々、さまざまに判断基準は多分国とも連携をしながら、あったのだろうと思っておりますけれども、そのタイミングがおくれれば、当然避難指示、勧告を出したとしても逆に危ない状況が生まれる、だから出せないような悪循環も出てまいります。ということで、過去に学ぶ、また学んでいらっしやっただと思っておりますけれども、本当にその教訓が活かされたのかどうか。当時の天気図等も引っ張り出されて検証されているとは思いますが、その辺が1点聞きたいと思っております。

2点目は、避難所の設置場所でございますけれども、大変急傾斜なところにあたり、また川の近くに避難所的なものがあたり、また避難所でないところに避難されていたり、

さまざまございました。先ほどから報告ありますように、自助、公助、共助のうち共助や公助が非常に大事だということもわかりますけれども、もう一つは避難所に駆け込む住民の意識をどう上げていくか。

こんな話を聞きました。避難所に行くと、朝方避難をせっかくしていたのに、冷蔵庫が心配だから一旦家に帰りたいという方がいらっしゃって、止めたけれどもお帰りになった。電気が止まっているから見に帰らなあかん。みんな一生懸命止めたのだけれども、帰られた。もうその避難所にはその方は戻ってこられなかった。そのときに避難を続けておられたら、その方は今なお行方不明になっているそうですけれども、まだいらっしゃったかもわからない。こんなことをもう本当に涙ながらに語られてた。もう必至に私たちに教えてくださいました。

自助というものが、それは個人の問題ですよということではなくて、行政もそういった自助に対する情報提供や、あるいは学習をしてもらうような場をどんどん提供することが欠けているのではないかと思います。

例えば岐阜県のホームページを見ますと、過去の災害のデータがすぐに見えるようになってます。加えてその当時の災害を体験をされた体験談が見れるようになってます。また、そういったところで自助に対する啓発と申しますけれども、自助実践200万人運動と題して、全県民挙げて自助のことをしっかりと底上げしていきましょうよという運動を銘打ってやられている。このホームページ見て非常に感銘を受けました。

先ほどの話じゃないですけれども、心配はあるかもわからないけれども、落ちついてから戻る選択もあったのになと。だけど戻ってしまった。ご自身の意識が自分の命ももちろん大事だけれども、そっちにいつってしまったということを含めると、やはり自助に対する啓発が必要ではないかと思います。

避難所の問題と先ほど申し上げましたけれども、早い段階で安全なところに一旦は避難してもらおう。落ちついてから帰ればよいことであって、100回に1回でもそういった命に及ぶような災害が来るのであれば、安全なところに二、三日は居てもらおうような体制も必要ではないか。少し場所が離れてても安全な避難所を確保する必要があるのではないかと思います。あるところを使うのではなくて、安全な避難所をこれからは考えていかななくてはならないのではないかと思いますので、その点が2点目。

3点目は、和歌山県が移動県庁というものを今年度つくられます。電子媒体を使って、アイパッドを使って、災害が起こった。小さな村だけでは対応できない。今回、県の職員

の皆さんも行っていただけてますけれども、情報収集と言っても、もうばらばらに入ってきます。和歌山県に聞きますと、移動県庁どうするのですかっていうと、それぞれが持っている情報を県が代わりにその地域の自治体に代わって外に出してあげる。安否確認も含めて、また支援物資、こういうもの足りませんよと、こういう状況ですよということを村の職員に代わって県庁の方が行って外に出してあげるというシステムを構築したいということでした。自衛隊は自衛隊で情報を持っていらっしゃる。地域の方は地域で持っていらっしゃる。県もばらばらな状況の中でだれが、じゃあ、まとめるのかということになると、今回の反省点ということでそういう移動県庁というアイパッドを使った仕組みをされると聞きました。非常に私も現場を見た上でそれは必要だなと思いましたので、そういう取り組みについてお考えを聞きたいと思います。

3つ目はもう簡単です。県政日より、今、県のホームページのアクセスが平成22年度は300万件を超えていると出ていますけれども、今スマートフォンとか、タブレット型の端末がはやってきました。高齢者の皆さんを含めてだれでも簡単に使えるような時代に入りました。県政日より届いていないところもたくさんありますので、電子書籍にして、みんながそういう端末でもいつでも気軽に見れるような体制をとったらどうかという提案でございます。

最後に、救急の問題です。妊産婦のたらい回しから救急搬送のルールをつくって、さまざまに改善していこうという流れが出てきております。非常に大事なことだと思います。ことし奈良県傷病者の搬送受け入れ実施に関するルールをつくられました。もう随分と半年以上経過をいたしましたけれども、その状況についてお尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○林奈良県理事兼危機管理監 私からは2点お答えを申し上げます。

まず、過去の災害に学ぶことの大切さということですが、おっしゃったとおりだと思います。東日本大震災でも今回の台風災害でも改めてそのように認識をしております。例えば今回の台風につきましては、明治22年の十津川大水害とかなり似通ったコースもたどっております。そしてまた、十津川大水害で形成されました大畑瀨という土砂ダム、現在にも残っております、決してそういったことも忘れるべきではないと改めて認識いたしました。

これまでもそういう経験も踏まえながら、水害、土砂災害対策を進捗させてきていることは間違いなく言えるところですが、それでも今回の台風で想定外といいますか、対

岸が崩れて川がせきとめられて、そして反対側、あるいはその上流に水がどどっと押し寄せたとか、そんなことも起こっているわけですので、そういう意味ではまた新しい教訓が出ているのかと思います。一つ一つきちんと積み重ねて、そしてまたそういうこともきちんと踏まえて、また記録にもとりながら、これからも防災対策、台風はじめ、そういったことを続けてまいりたいと思っております。

それから避難場所の問題ですけれども、改めてこれも今回の台風災害を踏まえて、安全な避難所の確保が重要と認識しております。ただ、実際問題としては危険性のない避難所を身近なところですぐに確保することはもう困難ですので、やはりより安全に近づける工夫が必要となってまいります。

そうした中で、おっしゃいましたように、特にこれは水害、土砂災害の場合に言えると思うのですが、遠方の避難所も指定の対象に含めて、早目にそこに行けるように、移動時間も考慮して早いタイミングで避難勧告を発令することも、現実を見据えると有効な手だてではないかと認識しております。そういったことも防災計画の見直しに取り入れながら、前向きに検討をしてみたいと思っております。以上でございます。

○松山防災統括室長 市村に代わって県から情報を早く発信する手だてはどうかというご質問でした。県では東日本大震災の際に東日本の被災地へ情報収集のために連絡員を派遣したという経験がありまして、今回は9月6日に五條市、十津川村に連絡員を派遣しております。また、後日、野迫川村にも連絡員を派遣しております。発災当時、十津川村におきましては、職員の約3分の1の方しか仕事につけなかったという情報も県でとってまいりましたので、そのためには21人の県の職員も派遣しております。

委員ご指摘のとおり、なかなか市町村においては安否確認、被災者リストの作成等も難しかったようで、十津川村に派遣した連絡員にはその業務をまずやれという指示も出しまして、十津川村ではそういう仕事をやっていた実績はあります。

今回、こうした連絡調整員、反省点もありますが、なかなか有効であったと県では考えておりますので、今後、県、市町村との間で情報のより円滑な情報収集システムができるように考えていきたいと思っております。

○塩見広報広聴課長 県民だより奈良について、タブレット端末でも見れるように電子書籍で提供すればどうかという点でございます。

県民だより奈良につきましては、昭和40年10月1日から発行しておりまして、現在55万1,000部を県内各世帯に配布しております。また、紙ベースでの発行に加えま

して、平成12年度から奈良県のホームページに掲載を行っております。これは1990年代後半からコンピューターが普及しまして、またインターネットを利用する環境が普及したこととあわせて、奈良県でもホームページで掲載を行ったものです。

先月実施いたしましたアンケート調査によりますと、県政に関する情報を入手する手段としまして県民だより奈良が93%、ホームページにつきましては42%との結果が出ておりまして、やはり県民だより奈良の利用率が高い結果となっております。また、アンケートの自由意見を見ておりますと、高齢者におきましては紙媒体での情報提供が使いやすいという声もいただいているところでございます。

委員ご指摘の電子書籍に関しましては、その市場規模が非常に拡大しておりまして、2002年から2010年の間で65倍、市場規模で10億円から650億円と拡大しておりまして、現在出版市場の3%の規模でございます。ただ、課題といたしましては、電子書籍のデータをパソコンやタブレット、またスマートフォンなどの端末に向けて提供するには、それらの端末に合わせた規格が必要となっております。現在、総務省を中心に規格の統一に向けた研究が行われておるところでございます。

情報提供を行うツールの拡充という観点から見ますと、委員ご指摘の持ち運びできるタブレット端末による県民だより奈良の情報提供については、今後の状況を見ながら検討していくべきものだと考えております。以上でございます。

○松丸知事公室次長消防救急課長事務取扱 搬送ルールの効果と今後の進め方についてでございます。本県では円滑な救急搬送を目指して搬送ルールを策定いたしまして、ことしの1月31日から運用を開始いたしました。その後の状況でございます。搬送運用後の搬送時間、これは119番通報があつてから医師に引き渡すまでの時間でございます。その搬送時間につきましては、当初は運用間もないこともあつて一旦ちょっと悪化をいたしました。その後、改善傾向を示しております。ただ、大幅に改善ということには至っておりません。まだ大きな目立った効果はあらわれていないのが現状でございます。

こういったことから県としては医療機関と消防機関の実務者レベルでの意見交換会をやるとうことで、7月6日と8月30日に開催をいたしました。そして互いに問題点を出し合い、どうしたらいいのか議論し合う、こういうことを2回やりました。今後はさらに具体的に遅くなつてくる事案をとらえて、どうして遅いことになっているのか、原因追及すると。その対応策も考えてさらに議論を深めていくということで継続的にやっていきたい、このように思っています。それとあわせて、傷病別に搬送状況を分析をいたしまして、

患者の症状に合った病院に運ばれているのかどうか、こういったこともやはり確認する必要があるということで、現在データ分析を行っているところでございます。

さらに、もう1点は、遅くとも11月には運用したいと思ってるんですが、消防本部とすべての救急車にアイパッドを配備をいたしまして、e-MATCHシステムの運用を開始することとしています。また、消防機関だけではなくて、今後、医療機関にも随時導入をして、双方がリアルタイムな情報を共有することが非常に効果的と認められますので、こういったことを進めていきたいと考えています。

いずれにしても、医療機関と消防機関が連携協力しなとなかなかもって改善できませんので、こういった取り組みを継続的にやって改善に向かって努めていきたいと思っています。以上でございます。

○大国委員 ありがとうございます。

台風の災害については今ご答弁がございましたけれども、まだまだこれから行方不明の方を一日でも早く救助するという一番の目的もございまして、これから大変寒い冬に入ってます。取り組んでいただいている方々、あるいは今なお避難をされている方々の健康状態も大変心配になってまいりますけれども、引き続き県の関係者の皆さん、消防あるいは警察、自衛隊も含めて、対応していただいております。健康には十分ご留意をいただきますようお願い申し上げたいと思います。

その上で、1点だけ、これは要望です。災害に対する対応の中で、自助という部分にもう少し着目をしていただいて、先ほど申し上げたように、本当に残念な結果になった、私はもう非常に重く受けとめておりますけれども、こういったことがないように何か取り組みをお願いしたいと思います。

それから県政だよりの電子版につきましては、ぜひとももうこれからの時代でございますので、一日も早くそういったお取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、救急搬送の件ですけれども、e-MATCHシステムについては詳細にご説明も受けましたけれども、妊産婦の問題もありましたけれども、受け入れ側の問題とそれから搬送する側のマッチングがうまくいっているかどうか。そこに当たる情報がリアルタイムかどうかということでございます。救急車にはそういった情報端末を載せるということで、あとは病院側の問題かと思っています。いまだに紙ベースでやっていらっしゃるということはあのときの地域医療等対策協議会の中での議論はまだ生かされていないと思っておりますので、またこれは医療の分野でお聞きをしたいと思っています。

もう時間がございませんので、終わります。ありがとうございました。

○新谷委員長 ご協力ありがとうございました。

○山村委員 3点お伺いしたいと思います。

まず最初に、消防広域化のことですけれども、広域化が推進されておりますが、取り組みの状況はどうなのかということです。協議会では各市町村から広域化に対してのメリットが感じられないという意見が出されていると聞いておりますけれども、具体的にはどういう内容なのか、お伺いしたいと思います。

○松丸知事公室次長消防救急課長事務取扱 消防広域化についてのお尋ねでございます。今の取り組み状況でございますが、広域化協議会が平成21年4月に設置されまして、その後、協議されてまいりました。そして本年4月の協議会総会におきまして経費負担等を速やかに詰めるべきとの意見が出されました。それを受けて、13消防本部の管理者から成る、市町村長でございますが、小委員会が7月に設置をされました。そして現在、経費負担等について具体の検討が行われてる状況です。

県といたしましては、平成25年4月に現場部門、完全統合するのはなかなか困難であるとの思いから、8月下旬に各消防本部の管理者である市町村長に段階的一元化、徐々にやっていってはどうかということをご提案いたしました。市町村の財政状況が厳しい中で、スケールメリットを出す、組織の合理化を図りながら現場の要員を増強して、県全体の消防力を上げるという考え方でございます。

現在の状況は、台風が起きましたので、一時その協議がストップしていたわけですが、9月下旬から市町村の財政担当職員も含めたワーキングチーム、グループができて、そこで今現在、個別に具体的な経費負担等の議論が行われております。その後、小委員会の協議を経て、年度内には合意形成に持っていくという考え方で進められております。

このメリットが感じられないという話は、前回の協議会の中ではそういう話ではなしに、市町村としてはメリットを出してほしいと。当然消防力の強化は上げてほしいと。当然上げていくのが広域化の目的だけでも、広域化はスケールメリットがあるだろうと。合理化メリットを出してほしいという市町村長の意見がありまして、それも含めて今、経費負担等の中で検討していくことで作業をされている状況でございます。以上でございます。

○山村委員 お伺いいたしましたが、私が聞いている話では、メリットが感じられないと

いう声がいろいろ出たと聞いております。全国の状況をお聞きいたしましたら、全県で1つの消防本部を目指していた県が13県あったということですが、現状では実現困難で9県が協議をストップされた。現在、検討中は栃木県、山梨県、沖縄県、奈良県ということらしいですが、栃木県でも一本化の議論は暗礁に乗り上げている。山梨県は給料や充足率、あるいは施設、車両等の格差を是正することが難しいということで、これが解決できない。それから沖縄県では既に3市が離脱をして、最近那覇市が離脱を決めたということでなかなかまとまらない。お聞きしておりますと、市町村間の格差が大きいところでは是正していくことで非常に難しさがあると。特に大きい市でのメリットがないということがネックになっているように思います。

奈良県におきましても、奈良市と他の市町村との格差がかなり大きくあります。消防力の充足率で見ましても平均は63%であります、高いところは80%、低いところは46%で、非常に差があります。ですから、県としても今のお話で平成25年4月に完全一本化というのは困難だという判断をされたということでもありますから、私としては非常に今後も難しさがあるのではないかと考えております。

今後の見通しということは先ほどお聞きしましたので、あえてもう聞きませんが、松丸知事公室次長も言われましたように、消防力の強化につながらないといけないということは当然そのとおりで、知事はこの前、先に一本化してから強化を図るんだと言われましたけれども、それは逆さまで、日常的に身近に整備していくという強化をまずやっていくことが大事だと思います。大きいところから少ないところへ余裕があれば回していったらいいと思いますけれども、現状はそれだけの余裕がない実態がありますから、やはり今のやり方は考え方そのものを改めるべきだと思います。

それとデジタル化などで非常に費用がかさむ問題も指摘をされておりますけれども、これは消防本部を必ずしも一本にしなくても共同で導入するという方法もあるのではないかと考えているのですが、その辺の工夫もしていただきたいと願っています。

次に、2問目、台風12号の被災者支援についてです。ようやく仮設住宅の建設が始まるということですが、かなり時間がたって多くの皆さん、ご苦勞なさってらっしゃると思っております。

家屋が被災されました皆さんへの対応につきましては、住宅応急修理制度、あるいは被災者生活再建支援法による住宅再建の支援があります。今回の災害で被災者生活再建支援法は適用要件が非常に厳しくて、戸数の制限ですとか、いろんな問題がありました。県は

独自に対策を考えていただくということで、この点については一歩前進だと評価をいたします。

しかし、国の被災者生活支援法が適用される場合は、全壊もしくは大規模半壊のみということですから、実際にこれが完全にすべての方に適用できるものなのかなという点で問題があると思っています。

他府県もいろいろ調べて見ましたら、国の対象にならない半壊、あるいは一部損壊に例えば上限100万円の支援を行うですとか、千葉県や神奈川県、新潟県、こういうところで上乘せ、横出しという独自策を行っておられます。住宅応急修理制度を利用して支援する県単独事業も新潟県がやっておられますが、こういう例がありますから、奈良県としても今回の災害だけではなく、今後も対応できるように支援制度をつくって実施していくべきではないかと思うのですが、その点いかがかお伺いしたいと思います。

○松山防災統括室長 平成23年10月14日現在、本日現在、台風12号に係る被災者生活再建支援法の適用市町村は五條市、十津川村、天川村、野迫川村の1市3村であります。

今回の台風12号におきましては、全壊世帯が1世帯のみの黒滝村は委員ご指摘のとおり、国の制度は適用されませんでした。台風12号という同一の災害において同一に全壊をしたのに支援される場所とされないところがあると。この支援の不均衡を是正するという観点から、県におきましてはすべての被災地が支援の対象となるように制度改正をまず国に要望していく。また、県でも県単独の支援も考えてまいりたいと予算審査特別委員会でご答弁させていただきました。

しかし、現行法の支援対象外の被害、全壊、大規模半壊にならないいろいろな被害を対象にすることは、黒滝村のケース、同一の災害における支援の不均衡是正とは異なると考えております。半壊に対しても県単独で補助制度を持っておられるところは全国で8県、いずれも市町村と分担して助成しております。どこまでの被害を支援対象とするのか。また、県と市町村の負担割合等、被害の全貌をできるだけ早く把握し、他県の支援制度も研究しながら、義援金等、他の支援制度も含めて総合的に研究してまいりたいと考えております。

○山村委員 今後、検討されるということですから、ぜひお願いしたいと思います。住宅再建について支援をすることが個人的な支援になるのではないかとということで、いろいろこれまでも逡巡がありましたけれども、家がなくては地域のコミュニティーとか、あるいは経済社会を培っていくことの基盤ができないということですから、地域社会全体の問題

として税金投入ということをしすべきではないかというのが、今の国民の世論だと思っておりますので、ぜひその点をしっかりと検討してやっていただきたいと思います。

3点目に、職員の定数の削減計画についてお伺いいたします。平成13年から平成23年までに県の一般職職員数は1,753人減少いたしました。市町村では3,240人の減ということで、大幅な削減が行われてまいりました。その結果、どういうことになっているのかが問題だと思っております。県はないと言いますけれども、サービス残業とおぼしき残業が大変蔓延している現状があると思っております。県庁は夜遅くまでこうこうと電気がついておりますし、私自身も職員から直接お聞きをいたしました。管理職になって10時までに家に帰ったことは1回もないと。家族とももうほとんど顔を合わせるということがないということで悩んでおられると。1人や2人ではないという状態もございます。実際に仕事が大変きつくなって体調を壊す方もふえている実態がございます。日々雇用職員、常勤、非常勤合わせて314人。嘱託職員が常勤で255人で、年々増加している実態があると思っております。

こういう台風災害の中でも明らかになりましたけれども、土木技術職員が5年間で113人も減少しているために、災害復旧のために他府県の技術職員の応援を頼むことも明らかとなっていることから見ましても、いつまでこの削減を続けていくのか、効率最優先というあり方ではなく、人の手で本当に住民に必要なサービスができる県庁にすべきだと思いますので、見直していくべきだと思っておりますけれども、この点どのようにお考えになっていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○中総務部次長人事課長事務取扱 山村委員から職員定数の削減を今後いつまで続けるのか、見直すべきではないかというご質問をいただきました。

委員ご承知のように、本県を取り巻く行財政環境は非常に厳しいものがございます。また、平成23年度の当初予算の一般会計の歳出に占める人件費の割合も非常に高いのは、資料等でごらんいただいていると思っております。これらの状況を踏まえまして、定員適正化計画を策定しながら、全庁挙げて事務事業や執行体制の見直し、業務処理の効率化を図りながら、適正な定員管理に努めてきておるところでございます。

近年、団塊の世代の方々が退職をなされております。その見合い分を同じように職員採用いたしますと第2の団塊の世代がまたできてしまうと。そういった観点も踏まえまして、職員の年齢の平準化を図ってきておるところでございます。その効果として、平成20年4月から3年間で県でも224名の定員の削減を行ってきたところでございます。

委員お述べのように、その見合いで嘱託職員、日々雇用職員がふえたのではないかと
うご質問でございますが、突発的な業務とか臨時的な業務を行う場合、または期間限定で
行うような場合には非常勤の職員を導入しながら、通常的一般職員の負担を軽減するとい
う措置を講じながら業務に支障が出ないような形で進めてきておるところでございます。
今現在は平成23年4月から3年間で50名の削減を目標とする適正化計画を策定いたし
ております。それに基づいて粛々と進めていきたいと思っております。

委員お述べのように、定員削減計画は基本的に定数を単に削減することが目的ではござ
いません。常に施策の総合的、機動的な執行体制の確保に配慮しながら、取り組んでい
こうということのあらわれであると思っております。今般の台風12号災害の復旧、復興が
進むような体制づくりにつきましては、関係部局とも十分議論して、必要な専門職の確保
に努めながら、選択と集中によるいわゆる減り張りのある行政体制をつくって対応してき
ておるところでございます。以上でございます。

○山村委員 突発的、緊急な仕事のみ非正規の方が当たるということでもありますけれど
も、しかし、日常事務をされておられる実態が私はあると思います。

それから今、職員の皆さんが非常に努力をなさって、できるだけ県の財政の面からも仕
事を効率的にされていこうと努力をなさっていることを全面的に否定するつもりはありま
せん。そういうことで頑張っていたらということ、非常にご苦勞をおかけしてい
ると思っている面ももちろんございます。

しかし、せんだって総務省の片山大臣がことしの1月に、法的根拠のない集中改革プラ
ンを全国に強いてきたと。以前から進めてきた集中改革プランにとられることなく、業
務と職員のバランスをみずから考えてほしいということ述べました。これはどういうこ
とで述べたかといいますと、コストカットに力点を置いて本当は行政サービスの向上を目
指していかないといけないのに、結果として官製ワーキングプアを大量に生んできたとい
う反省の上に立って述べられたということでもあります。今ごろになってこういうことを言
うことは、私もなかなか納得できませんけれども、奈良県もこういう国の集中改革プラン
推進の方向で進んできた実態があると思っております。

奈良県の各市町村を見ましたら、職員の正規、非正規の割合は、奈良市では32%まで
非正規になっています。3人に1人が正規ではないと、ワーキングプア状態と言われる実
態があるわけです。こういうことで本来の住民サービスに影響が出ないのかどうか、この
ことが非常に問われていると思っております。

県はいろんな施策について評価をされておりました、今回も立派な評価の冊子をいただいております。その中で職員削減がコスト削減で大きな成果があったという側面だけではなくて、減らした結果、仕事の効率がよくなったのか、どういう問題が今あるのか、きちんと検証していく必要があると思います。現場の職員の声をちゃんと聞いて、この点をしっかりとやっていかなければならないと思っております。今後の職員削減、定数管理の計画を進めていく上では当然そういうものの上に立って進めていくことが必ず必要であると思っております。

そもそも公務員と言われるのはやはり国民全体の奉仕者でありまして、その専門性や知識や能力を国民の福祉の向上、あるいは国民の権利の保障のために発揮しなければならないという責務がありますから、その仕事に邁進していただける環境をつくらなくてはならないと思っているわけです。ですから、そういう検証をきちんとされるのかどうかをもう1点お聞きしておきたいと思っております。

○中総務部次長人事課長事務取扱 今回の定数削減につきましても、職員に対して事務事業の見直しを徹底的に行うと。また、効率的な行政運営をしていくというようなものが県職員一丸となって取り組んでいこうと周知も図ってきておるところでございます。今、委員ご指摘の検証の仕方も非常に難しいものがあるかと思いますが、職員が元気に働き続けられる環境づくりに今後も力を入れてまいりたいと思っております。

○山村委員 検証されるともしないとも言われなかったのですが、私は必ず必要だと思っております。やり方はいろいろあるかと思いますが、簡単に言えば職員に意見を聞くのが早いと思うのですが、そういう点も含めて指摘をしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○新谷委員長 これをもちまして歳入、総務部、警察本部の審査を終わります。

午後につきましては1時45分から、土木部、まちづくり推進局、水道局の審査を行いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。